



Title	日本語学校生及び外国人技能実習生のための結核対策を考える
Author(s)	
Citation	
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/86386
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

令和元年度
ストップ結核パートナーシップ 関西
第7回 ワークショップ I

と き 令和2年1月18日(土曜日) 13:30~17:30
ところ 「オカムラ」共創空間
グランフロント大阪タワーA21階
(株)オカムラ 関西支社「Kizuki LABO」内

主催 公益財団法人大阪公衆衛生協会
(ストップ結核パートナーシップ 関西)
共催：大阪府
大阪市
一般財団法人 大阪府結核予防会
ストップ結核パートナーシップ日本、
大阪大学COデザインセンター
特定非営利活動法人 日本リザルツ (RESULTS Japan)
後援：外国人技能実習機構 (OTIT)
大阪大学医学系研究科
国際未来医療学講座「国際医療センター」



令和元年度 ストップ結核パートナーシップ関西 第7回 ワークショップ

2020 01 18



受付

堺市

大阪市

大阪府

監理団体

2020 01 18



臺灣的「新」與「舊」

1949 年 12 月 25 日，蔣中正總統遷臺，標誌著中華民國政府遷臺，也標誌著臺灣進入了一個新的歷史階段。

在 1949 年之前，臺灣經歷了日治時期（1895-1945）和國民政府遷臺（1949-1950）。

在 1949 年之後，臺灣經歷了戒嚴時期（1949-1987）和民主化時期（1987-至今）。

2020 01 18

国立病院機構兵庫中央病院呼吸器内科医

三、日本語学校生に対する結核対策の現状報告

- 1、「大阪市の結核対策…結核健診、患者支援、医
大阪府健康医療部保健医療室医療対策

- 2、「患者の治療支援状況・支援体制」
BASIC日本語学院事務長

四、技能実習生の状況について

- 1、「外国人技能実習生の現状と結核対応に
大阪府健康医療部保健医療室医療対策

五、全体討議とまとめ

コーディネーター

大阪市西成区役所 結核対策特別顧問

演

藤川

健弥

先生

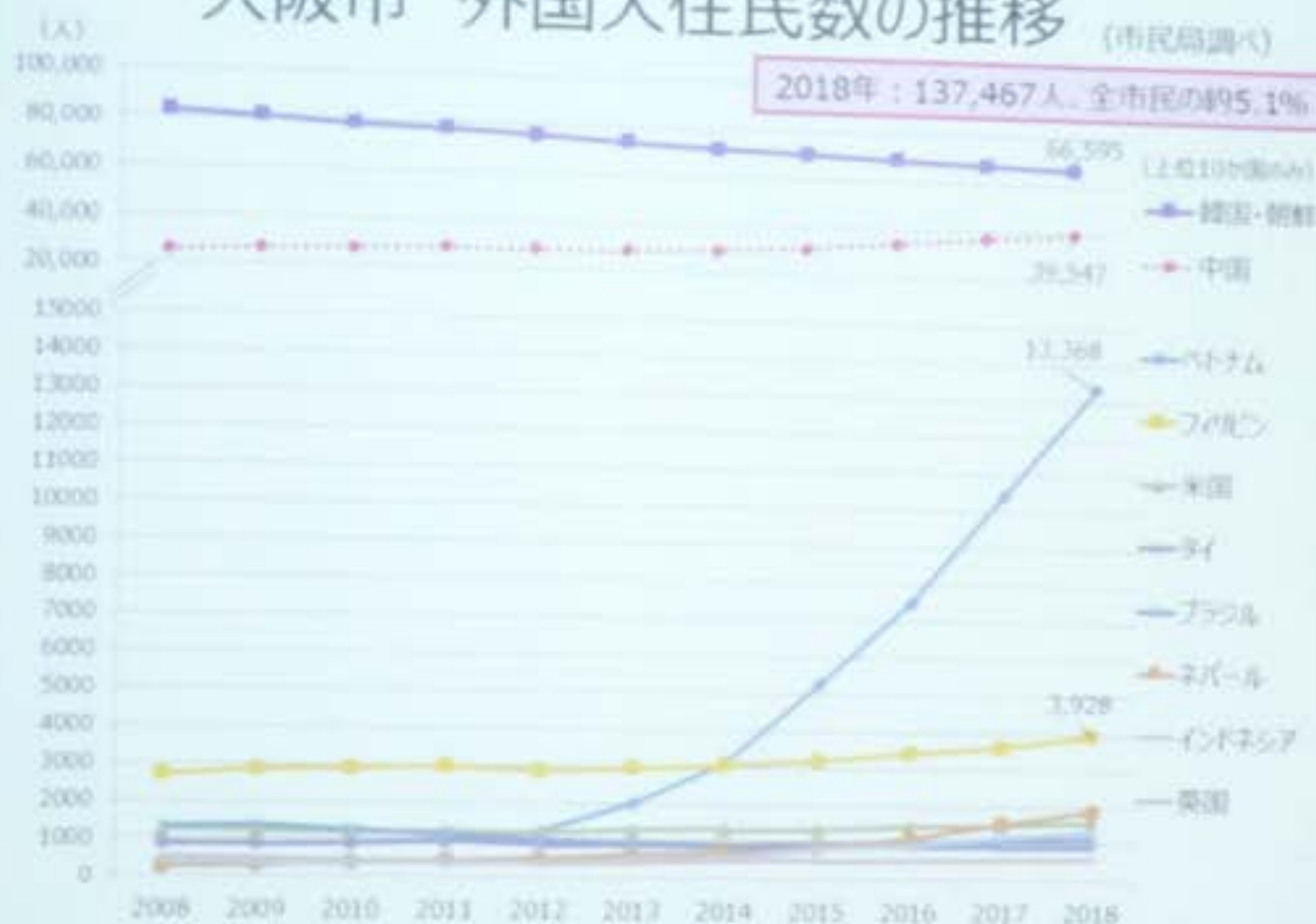
2020 01 18

核パートナーシップ関西

大阪府結核予防会
パートナーシップ日本
デザインセンター
勤法人 日本リザルツ

大阪市 外国人住民数の推移 (市民局調べ)

2018年：137,467人。全市民の約5.1%



(※各年12月末日現在。2011年までは外国人登録数。2012年以降は住民基本台帳に収める外国人人口。)

主催 ストップ結核パートナーシップ関西
大阪府
大阪市
共催 一般財団法人大阪府結核予防会
ストップ結核パートナーシップ日本
大阪大学CROデザインセンター
特定非営利活動法人日本リザルツ



津田 佑子

2020 01 18



2020 01 18

主催 ストップ結核パートナーシップ関西
大塚市
共催 一般財団法人大塚市結核予防会
ストッパ結核パートナーシップ日本
大阪大学CROデザインセンター
特定非営利活動法人 日本リサルフ



2020 01 18

ストップ結核パートナーシップ関西 第7回ワークショップ I
テーマ「日本語学校生及び外国人技能実習生のための結核対策を考える」

と き 令和2年1月18日(土曜日) 13:30～17:30

ところ 「オカムラ」共創空間

大阪市北区大深町4-20 グランフロント大阪タワーA21階

(株)オカムラ 関西支社「Kizuki LABO」内

<http://www.okamura.co.jp/company/showroom/osaka.html>

背景

結核は1999年に当時の厚生大臣より結核緊急事態宣言が発令されてから、官民あげてパートナーシップを構築して対応することにより、患者数は減少していますが、未だに世界の中では中蔓延の状態です。大阪府は全国でもっとも結核罹患率が高く、2013年に「ストップ結核パートナーシップ関西」を設立し、2014年3月に第1回ワークショップを開催しました。その後、毎年、ワークショップを開催するなど、結核に関する府内の関係者や関係機関の連携を図っています。一方で、年々、留学や就業（研修）で日本に長期滞在する外国人が増加し、滞在中に結核を発病する方も増加しています。特に20代の患者ではその70%以上を外国出生者が占めるようになりました。

目的

上記のような状況に対処するために、日本語学校生及び外国人技能実習生の結核をテーマに、現状と課題を知り、今後取るべき対策を議論します。

プログラム

1. 開会の辞 (敬称略)
 コーディネーター
 下内 昭（大阪市西成区役所結核対策特別顧問・結核予防会結核研究所主幹）
2. 基調講演
 - 1) 「外国人材の適正な受入れ及び共生社会の実現について」
 相田 恭輔 大阪出入国在留管理局審査管理部門 統括審査官（受入環境調整担当官）
 - 2) 「日本における外国人労働者受け入れの諸問題」
 古川 智祥 小原・古川法律特許事務所 弁護士・弁理士・ニューヨーク州弁護士
3. 外国出生結核患者の対応の難しさについて
 - 1) 「アジア各国の結核事情について」
 下内 昭 大阪市西成区役所結核対策特別顧問・結核予防会結核研究所主幹
 - 2) 「外国出生結核患者の治療における問題点」
 藤川 健弥 国立病院機構兵庫中央病院呼吸器内科医師
4. 日本語学校生に対する結核対策の現状報告
 - 1) 「大阪市の結核対策：結核健診、患者支援、医療通訳等」 津田 侑子 大阪市保健所
 - 2) 「患者の治療支援状況・支援体制」 兵藤 隆彦 BASIC 日本語学院事務長
5. 技能実習生の状況について
 「外国人技能実習生の現状と結核対応について」 田邊 雅章 大阪府健康医療部医療対策課長
6. 全体討議とまとめ
7. 閉会の辞

主催：公益財団法人大阪公衆衛生協会ストップ結核パートナーシップ関西

共催：大阪府 大阪市

一般財団法人大阪府結核予防会、認定特定非営利活動法人ストップ結核パートナーシップ日本、
 大阪大学C Oデザインセンター、特定非営利活動法人 日本リザルツ（RESULTS Japan）

後援：外国人技能実習機構（OTIT）、大阪大学医学系研究科国際未来医療学講座「国際医療センター」

協賛：一般財団法人大阪府結核予防会、認定特定非営利活動法人ストップ結核パートナーシップ日本

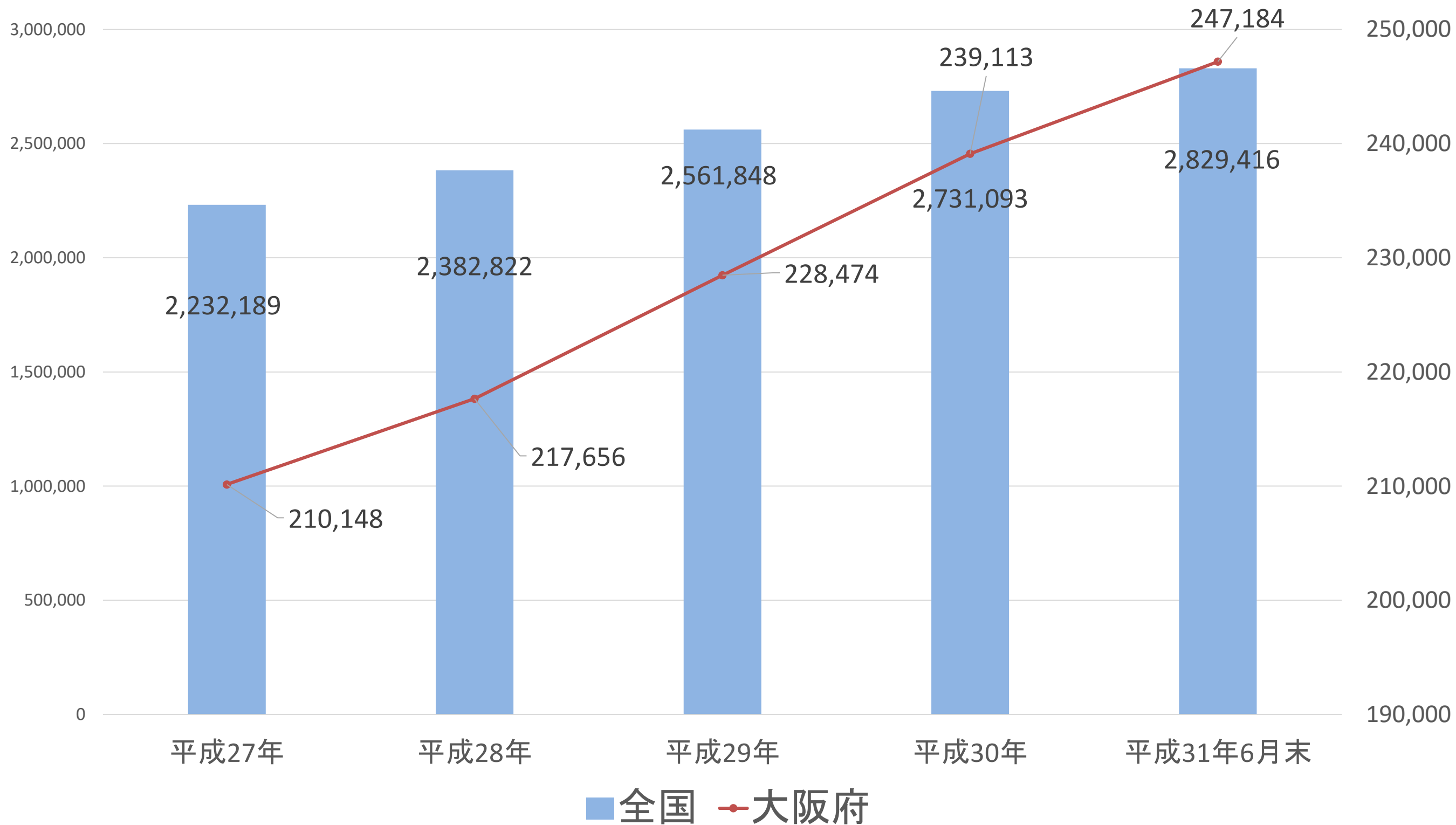
協力：株式会社 オカムラ 関西支社

外国人材の適正な受入れ及び 共生社会の実現に向けて

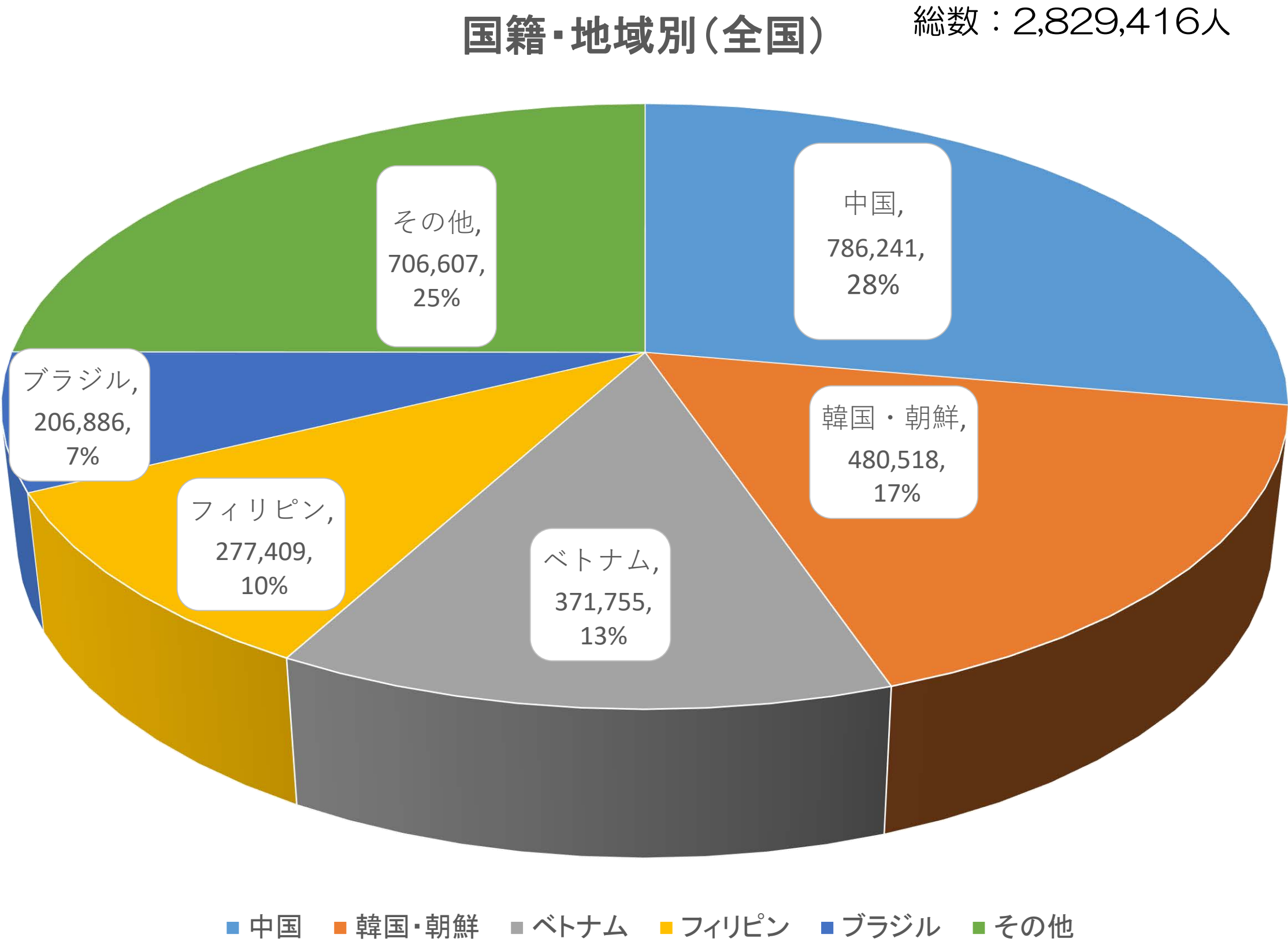
令和元年度ストップ結核パートナーシップ関西
第7回ワークショップ

令和2年1月18日
大阪出入国在留管理局

1 在留外国人数の推移



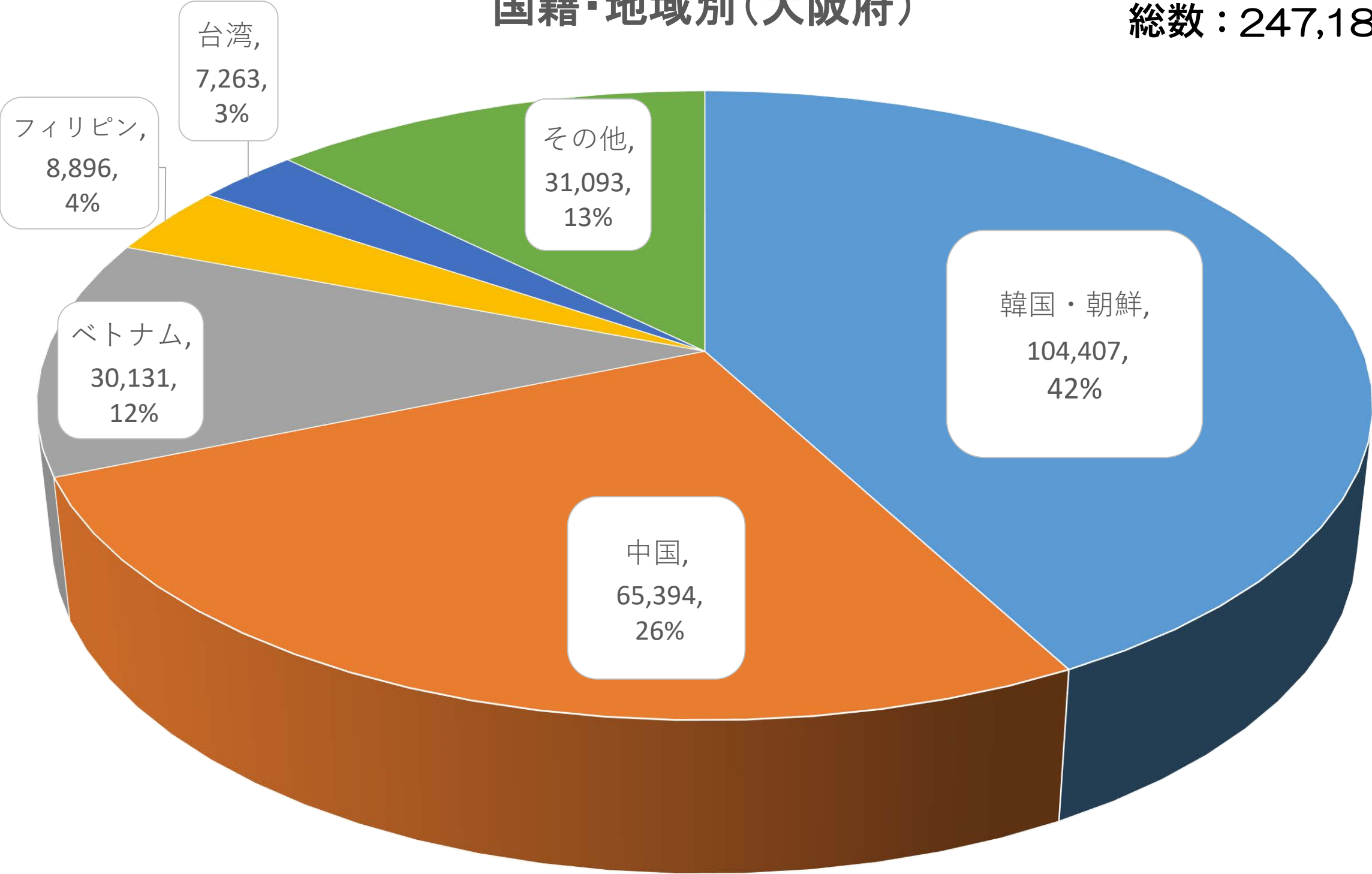
在留外国人(全国)の国籍・地域別割合(平成31年6月末現在)



大阪府内 在留外国人国籍・地域別割合（平成31年6月末現在）

国籍・地域別（大阪府）

総数：247,184人

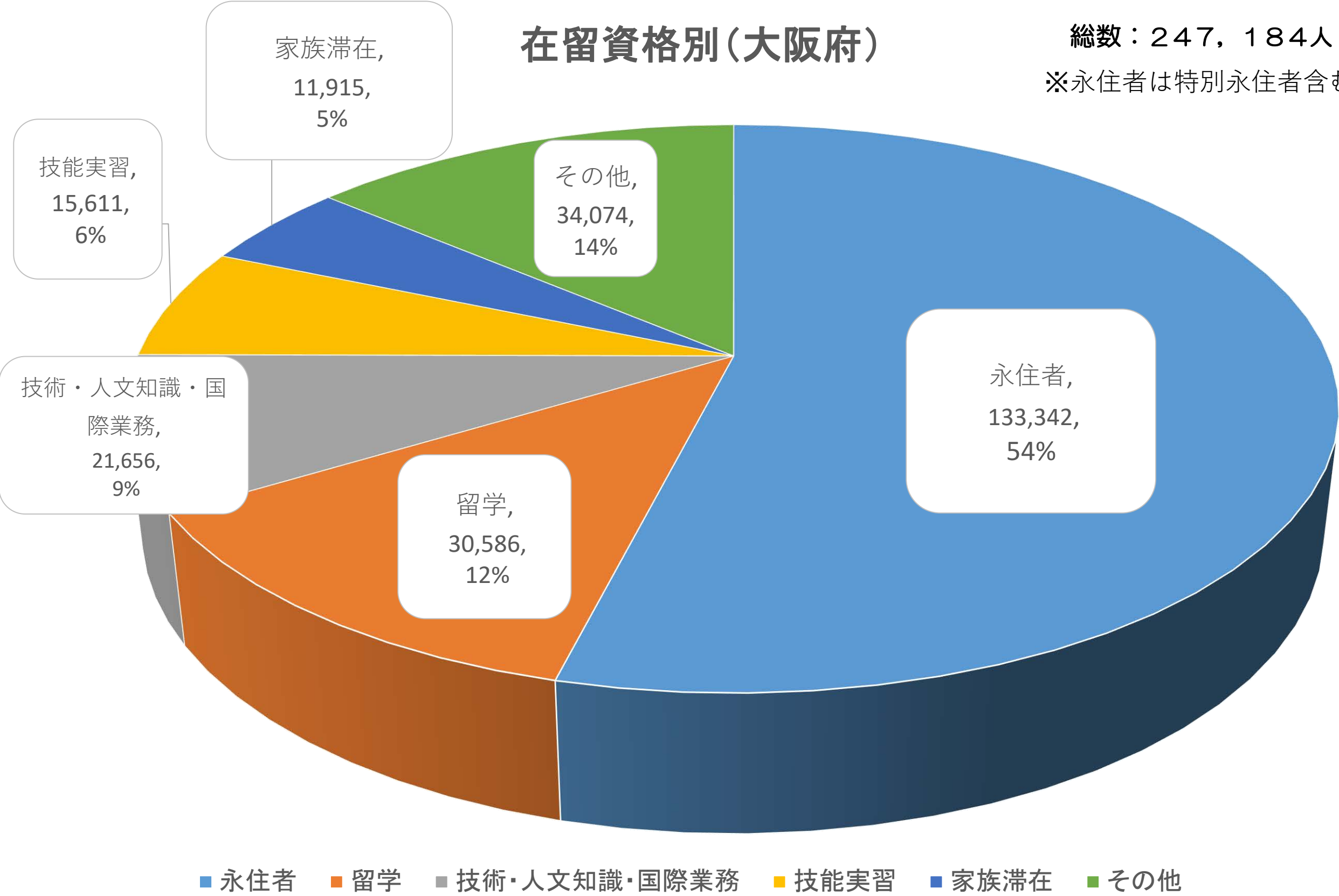


■ 韓国・朝鮮 ■ 中国 ■ ベトナム ■ フィリピン ■ 台湾 ■ その他

大阪府内 在留外国人在留資格別割合（平成31年6月末現在）

在留資格別（大阪府）

総数：247,184人
※永住者は特別永住者含む。



2 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」取りまとめ経緯

平成30年6月15日 経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針2018）閣議決定

7月24日 第1回外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（検討の方向性）了承

9月13日 第1回～第5回 総合的対応策検討会

12月17日

～12月20日 第6回 総合的対応策検討会

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（案）最終取りまとめ



12月25日 第3回 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の了承

平成31年6月18日 第5回 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」の了承

12月20日 第6回 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（改訂）の了承

〔詳細版〕外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）の概要

我が国に在留する外国人は近年増加(283万人)、我が国で働く外国人も急増(146万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)
⇒ **外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組**とともに、**外国人との共生社会の実現に向けた環境整備**を推進するため、平成30年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定。
令和元年6月に策定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」の方向性に沿って、「総合的対応策」を改訂（172施策）。引き続き、関係省庁で連携し、着実に実施するとともに、今後も対応策の充実を図る。

令和元年12月20日
外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

- 「『国民の声』を聴く会」等において、幅広い関係者から意見を継続的に聴取（地方公共団体との継続的な意見交換）、受入環境調整担当官の体制整備により、総合的調整機能を強化

(2) 啓発活動等の実施

- 全ての人が互いの人権を大切にし支え合う共生社会の実現のため、各種人権啓発活動を実施

外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

(1) 特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等

- 地域における就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援（介護分野におけるマッチングを行う地方公共団体への財政支援、建設分野の特定技能外国人受入事業実施法人における求人求職のあっせん等の実施、地方公共団体とハローワークの連携によるモデル事業の実施等）
- 地方公共団体と連携して地方で就労することのメリットを周知するとともに、外国人受入環境整備交付金による地方への支援を引き続き推進
- 地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援（優良事例の収集・横展開等）

(2) 特定技能試験の円滑な実施等

- 技能試験の受験機会の拡大等（短期滞在者に係る受験資格対象者の拡大、日本語試験の不正防止の徹底）
- 特定技能試験及び日本語試験についての周知方法の充実（法務省ホームページにおいて最新情報を多言語で一元的に提供。関係機関のホームページの多言語化）

(3) 悪質な仲介事業者等の排除

- 二国間の政府間文書の作成とこれに基づく情報共有の実施
- 外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底と入国審査の厳格化

(4) 海外における日本語教育基盤の充実等

- 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する国際交流基金日本語基礎テストの実施の推進
- 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)
- 在外公館等による情報発信の充実、在外公館等と連携した特定技能に係る正確かつ効果的な広報の実施

生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

- 一元的相談窓口に係る地方公共団体への支援拡大等（交付対象の全地方公共団体への拡大、複数の地方公共団体による広域連携の交付対象化、共生に資する日本人からの相談への対応等）
- 入管庁・法テラス・人権擁護機関・ハローワーク・査証相談窓口・JETRO等の関係部門を集約した「外国人共生センター（仮称）」の設置（地方における外国人の雇用促進支援、一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当者への研修、通訳支援の試行等）
- 安全・安心な生活・就労のための「生活・就労ガイドブック」（14か国語と「やさしい日本語」）の作成・活用
- やさしい日本語の活用に関するガイドラインの作成
- 多言語自動音声翻訳技術に関するAI同時通訳の実現や対応言語の追加等に向けた取組
- ② 地域における多文化共生の取組の促進・支援
- 地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援（優良事例の収集・横展開等）（再掲）
- 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

(2) 生活サービス環境の改善等

① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

- 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備
- 地域の拠点的な医療機関における医療通訳者や医療コーディネーターの配置・院内の多言語化の支援
- 医療費不払等の経歴がある外国人観光客に対し、厳格な審査を実施することにより、新たな医療費の不払いを抑止
- 入国前結核スクリーニングの適切な実施
- ② 災害発生時の情報発信・支援等の充実
- 気象庁HP、緊急地震速報や国民保護情報等の緊急情報を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(14か国語対応)
- 三者間同時通訳による「119番」の多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、「災害時外国人支援情報コーディネーター」の養成

③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

- 運転免許取得等に係る多言語化の要請（学科試験、外国の運転免許からの切替手続等）
- 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
- 消費生活センター等(消費者ホットライン188番)、法テラス、人権擁護機関、生活困窮相談窓口等の多言語対応

④ 住宅確保のための環境整備・支援

- 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及(やさしい日本語含む14言語対応)
- 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進

⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上

- 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（14か国語のパンフレット作成・周知、外国人の在留期間の把握による口座の適切な管理等）
- 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底

(3) 円滑なコミュニケーションの実現（日本語教育の充実）

- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実（地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、ICT教材の対応言語の拡大等）
- 夜間中学の設置促進とその教育活動の充実
- 「ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）」を参考にした日本語教育の標準等の作成
- 日本語教師の養成・研修プログラムの改善・充実・普及、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格の整備
- 外国人労働者の就労場面における日本語コミュニケーション能力の評価支援（コミュニケーション能力の定義・評価ツールの作成、「ひな形」としての各企業への提供）

(4) 外国人の子供に係る対策

- 保育所等における外国人児童に対する適切な支援を推進
- 外国人児童生徒の就学機会の適切な確保等（「外国人の子供の就学状況等調査」の結果に基づく就学状況把握・就学促進の好事例の普及、日本語指導等きめ細かな指導を行う自治体の支援）
- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と日本語指導補助者・母語支援員等の配置への支援
- 教員等の資質能力の向上（研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進）
- 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育等を行う自治体への支援

(5) 留学生の就職等の支援

- 日本の大学を卒業した留学生の就職機会の拡大のための特定活動告示（第46号）の周知
- 秋卒業者の国内就職促進（通年採用の促進、就職が内定した留学生に採用までの滞在を「特定活動」で認める取扱いの企業等への周知等）
- 調理又は製菓の専修学校を卒業する等した留学生が就職できる業務の幅が拡大された「日本の食文化海外普及人材育成事業」の普及
- 中小企業等に就職する際の在留諸申請手続における更なる提出資料の簡素化
- 文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等
- 留学生の多様性に応じた採用選考・採用後の柔軟な待遇等の推進に向けたチェックリストやベストプラクティス等の横展開、関係省庁から経済団体や大学等への周知
- 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実
- 地方企業に対しても就職から活躍までのきめ細やかな支援を迅速かつ効率的に提供するため、専門家を全国に配置
- インターンシップのマッチング及び日本企業での就職に関心を持つものを対象とした国内外でのジョブフェア等の情報提供の実施
- 留学生や海外からのインターンシップの受入れの促進（外国人共生センター（仮称）を拠点とした説明会やセミナー等の実施等）
- インターンシップの適正な利用促進のためのガイドラインの策定及び当該制度の周知

(6) 適正な労働環境等の確保

① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保

- 労働基準監督署・ハローワークの体制整備、外国人技能実習機構の実地検査能力の強化
- 「外国人労働者相談コーナー」、「外国人労働者向け相談ダイヤル」及び「労働条件相談ほっとライン」における多言語対応の推進・相談体制の拡充（14か国語対応）
- 技能実習生に対して新たに周知すべき情報等の随時提供を可能にするため、入国時に配布している技能実習生手帳についてアプリ化
- 外国人労働者向け安全衛生教育教材の多言語化、VR技術等を用いた危険体感教育用教材の作成

② 地域での安定した就労の支援

- ハローワークにおける多言語対応の推進（14か国語対応）と地域における再就職支援、定住外国人向け職業訓練の実施
- 日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識習得を目的とした研修事業について、実施地域及び対象者数を拡充
- **(7) 社会保険への加入促進等**
- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
- 医療保険の適正な利用の確保（被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等）
- 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- 受入れ企業等による在留資格手続のオンライン申請の対象の拡大（在留資格認定書交付申請、在留資格変更許可申請、就労資格証明書交付申請等）、標準処理期間の励行
- マイナンバーカードの円滑な取得・更新、在留カードとマイナンバーカードの一体化の検討
- **(2) 在留管理基盤の強化**
- 法務省・厚生労働省において、外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握のため、情報共有を推進するためのオンライン連携の検討
- 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
- 出入国在留管理庁における出入国及び在留管理体制の強化

(3) 留学生の在籍管理の徹底

- 留学生の在籍管理が不適正な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化や、留学生別科についての日本語教育機関と同様の基準作成等
- 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

(4) 技能実習制度の更なる適正化

- 外国人技能実習機構の実地検査能力の強化のため、出入国在留管理庁が把握している技能実習生の情報を共有
- 不正を知った場合の対応方法及び失踪後に犯罪等に巻き込まれる可能性などについて、技能実習生に直接周知する方策を検討
- 技能実習生の失踪等の防止を目的とした取組の強化（失踪に帰責性がある実習実施者の一定期間の新規受入れ停止等）、日本人との同等報酬等の確認の徹底、人権侵害等の場合の実習先の変更が可能であることの周知

(5) 不法滞在者等への対策強化

- 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底
- 仮放免の身元保証人に係るより慎重な適性審査の実施及び仮放免を認める際の保証金の金額設定の適正化
- 国際移住機関（IOM）による帰国支援プログラムを活用し、送還忌避者を翻意させ自主的な出国を促進するための取組を充実
- 「収容・送還に関する専門部会」の議論を踏まえた、有効な送還方法等の在り方や法整備を含む措置の検討

3 在留資格「特定技能」について

- **特定技能 1 号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能 2 号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，
(14分野) 建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食物品製造業，外食業
(特定技能 2 号は下線部の 2 分野のみ受入れ可)

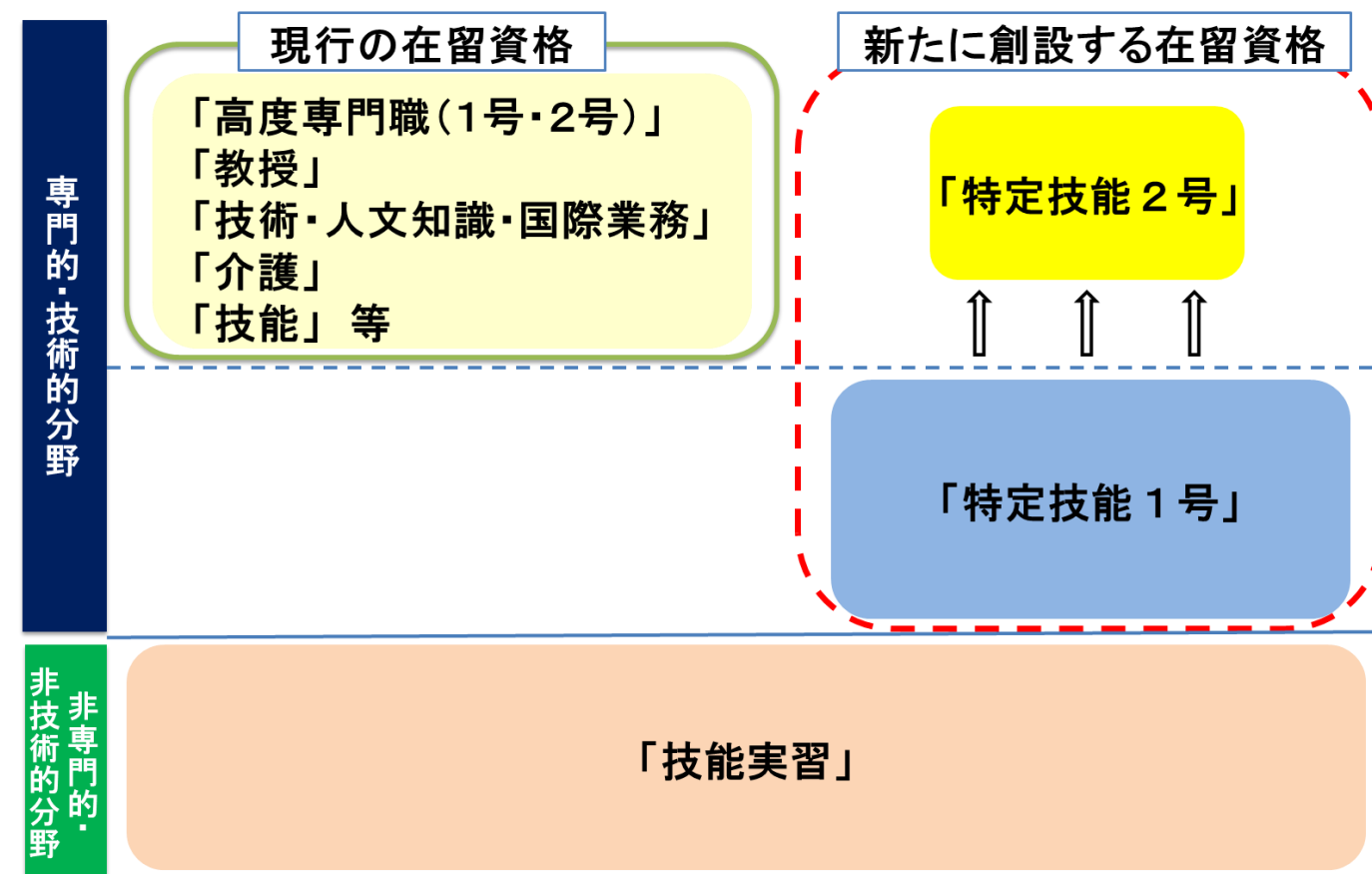
特定技能 1 号のポイント

- 在留期間：1 年，6 か月又は 4 か月ごとの更新，**通算で上限 5 年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能 2 号のポイント

- 在留期間：3 年，1 年又は 6 か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者，子）**
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】

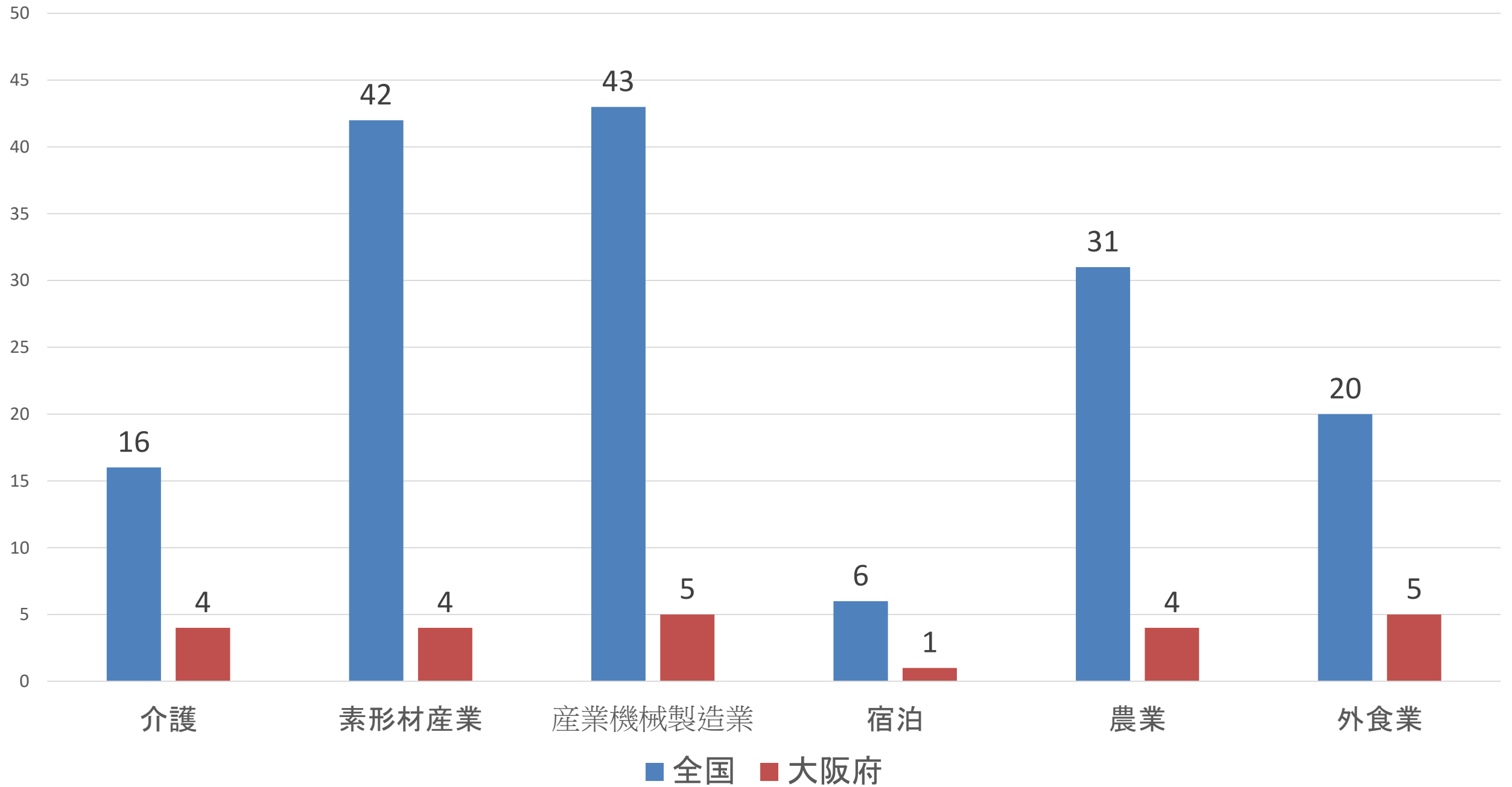


特定技能1号分野別(全国・大阪府)

全国総数・・・219人

大阪府総数・・・23人

(令和元年9月末現在)



大阪府 市区町村別 特定技能 1 号在留外国人数

(令和元年9月末現在)

○大阪市（10人）

西区・・・外食業（1人）

東淀川区・・・外食業（1人）

東住吉区・・・外食業（1人）

西成区・・・宿泊（1人），外食業（1人）

淀川区・・・外食業（1人）

住之江区・・・介護（2人）

平野区・・・素形材産業（2人）

○岸和田市（9人）

産業機械製造業（5人），農業（4人）

○池田市（1人）

介護

○寝屋川市（1人）

素形材産業

○柏原市（1人）

素形材産業

○東大阪市（1人）

介護

特定技能制度全体の運用状況

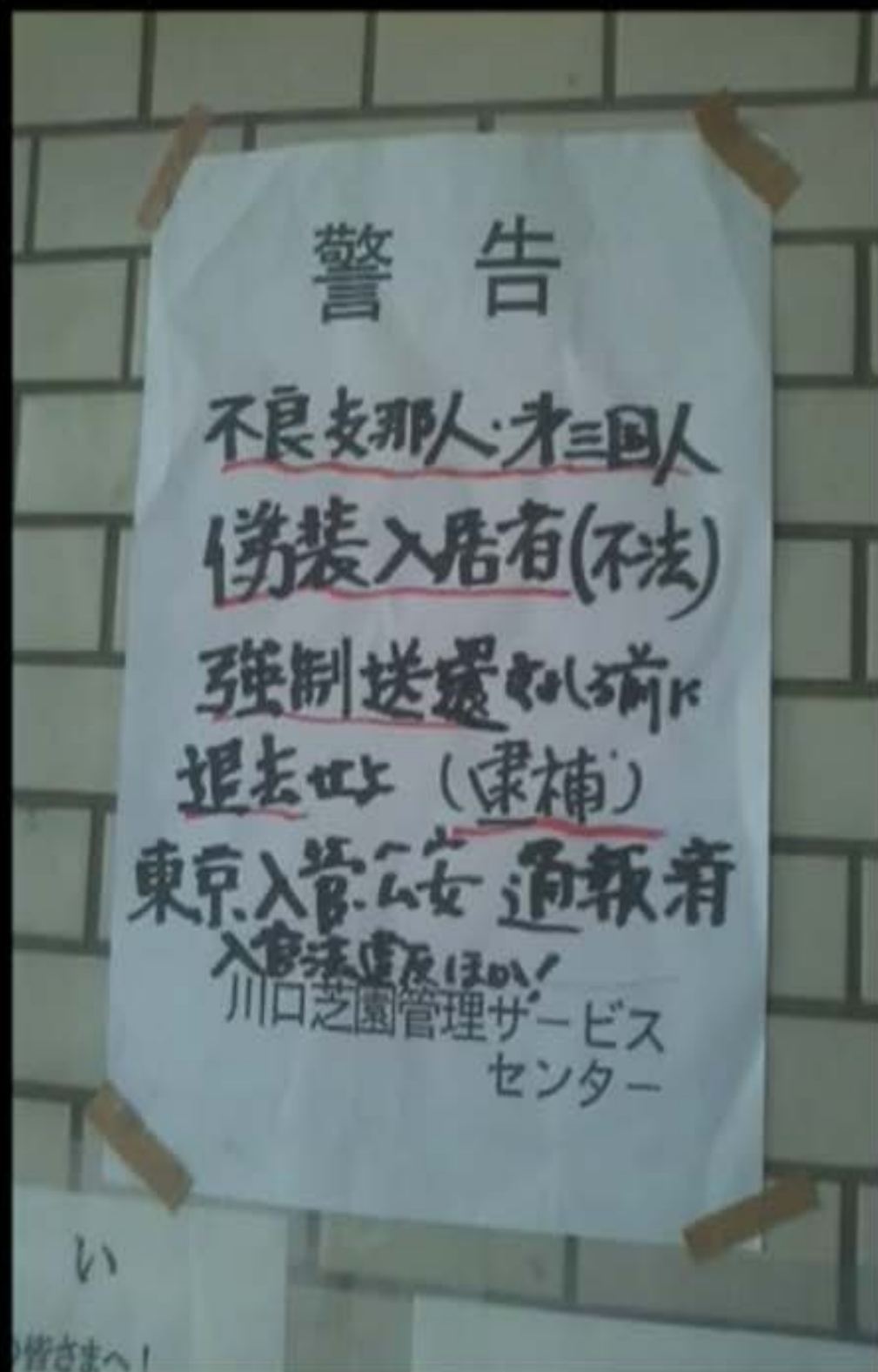
特定技能外国人の許可状況等について(令和2年1月6日現在:速報値)

① 在留資格認定証明書交付	交付 1, 1 3 9 件	③ 登録支援機関登録	登録 3, 4 5 1 件
② 在留資格変更許可	許可 1, 0 6 2 件	④ 特例措置としての「特定活動」	許可 8 5 7 件 (未交付含む)

特定技能試験等の実施状況について(令和元年10月31日時点。各試験実施機関のウェブサイトを参考に作成したもの。)

		実施場所(実施月)		受験者数	合格者数	今後の実施予定(注1)	
介護		(フィリピン)	2019年4月, 5月, 6月, 7月, 8月, 9月, 10月	(技能試験)	(技能試験)	(フィリピン)	2019年11月, 12月
		(カンボジア)	2019年9月, 10月	1, 440人 (注2)	607人 (注2)	(カンボジア)	2019年11月, 12月
		(インドネシア)	2019年10月	(日本語試験)	(日本語試験)	(インドネシア)	2019年11月, 12月
		(ネパール)	2019年10月	1, 459人 (注2)	631人 (注2)	(ネパール)	2019年11月, 12月
		(日本国内)	2019年10月			(モンゴル)	2019年11月, 12月
ビルクリーニング			—	—	—	(ミャンマー)	2019年12月
造船・船用工業			—	—	—	(日本国内)	2019年11月, 12月
航空	(航空グランドハンドリング)		—	—	—	(フィリピン)	2019年11月
	(航空機整備)	(モンゴル)	2019年10月	(注2)	(注2)	(日本国内)	2019年11月
宿泊		(ミャンマー)	2019年10月	391人 (注2)	280人 (注2)		—
		(日本国内)	2019年4月, 10月				
農業	(耕種農業)	(フィリピン)	2019年10月	(注2)	(注2)	(フィリピン)	2019年11月, 12月 2020年1月, 2月, 3月
	(畜産農業)	(フィリピン)	2019年10月	(注2)	(注2)	(フィリピン)	2019年11月, 12月 2020年1月, 2月, 3月
飲食料品製造業		(日本国内)	2019年10月	626人	433人		—
外食業		(日本国内)	2019年4月, 6月, 9月	2, 194人	1, 546人	(フィリピン)	2019年11月
						(日本国内)	2019年11月
国際交流基金 日本語基礎テスト		(フィリピン)	2019年4月, 5月, 6月, 8月, 9月			(フィリピン)	2019年11月
		(カンボジア)	2019年10月	649人 (注2)	267人 (注2)	(インドネシア)	2019年11月
		(インドネシア)	2019年10月			(ネパール)	2019年11月
		(ネパール)	2019年10月			(モンゴル)	2019年11月

(注1) 11月以降の実施予定は変更され得る。
(注2) 10月に実施された介護(技能試験及び日本語試験), 航空, 宿泊, 農業及び国際交流基金日本語基礎テストの受験者数及び合格者数は, 未発表のため各者数の累計値に含んでいない。



芝園団地内のヘイト落書きや
ヘイト貼り紙



御清聴ありがとうございました。

入管制度，在留手続等お尋ねのある方は，
大阪出入国在留管理局審査管理部門
までお気軽にお問い合わせください。

電 話：06-4703-2115

メール：oikanri@i.moj.go.jp

ストップ結核パートナーシップ関西ワークショップ
2020年1月18日

日本における外国人労働者の 受け入れとその諸問題

小原・古川法律特許事務所

弁護士・弁理士・ニューヨーク州弁護士 古川智祥

OHARA & FURUKAWA

Tomoyoshi Furukawa

Attorney at Law (admitted in Japan and New York)

t-furukawa@oharalaw.jp

本日の概要

- 就労可能な在留資格
- 技能実習制度の問題
- 難民認定制度とその問題
- 在留外国人が直面する問題への
大阪弁護士会の対応

就労可能な在留資格

労働力として期待される外国人

- 2030年問題

- 2030年に高齢者(65歳以上)比率が31%を超える
(現在の日本で約28%)
- 生産年齢人口(15～64歳の人口)の大幅減少
2010年:8,000万人 → 2030年:6700万人
総人口:1億2800万人 総人口:1億1600万人
- 少子化対策, 高齢者対策が深刻化

労働力として期待される外国人

- 外国人の在留人口の増加

- 2019.6時点の在留外国人総数:282万人(特別永住32万人含む)

- ※ 3か月以下の在留資格, 在留資格のない外国人は含まない

- 上位3位の在留資格

- ① 永住者

- ② 留学(ここ5年で約3倍に急増)

- ③ 技能実習

- 外国人労働者数(平成30年10月末):約146万人

- ※ 労働施策総合推進法に基づき事業主がハローワークに届出た数

- 5年前の約2倍

- 全就業者に占める割合の約2%強

在留資格一覽

- 入管法別表第1上欄の在留資格(在留活動に制限あり 入管法2条の2第2項)
 - 「外交」,「公用」,「教授」,「芸術」,「宗教」,「報道」,「高度専門職」,「経営・管理」,「法律・会計業務」,「医療」,「研究」,「教育」,「技術・人文知識・国際」,「企業内転勤」,「介護」,「興行」,「技能」,「技能実習」,「文化活動」,「短期滞在」,「留学」,「研修」,「家族滞在」,「特定活動」,「特定技能」
- 入管法別表第2上欄の在留資格(在留活動に制限なし)
 - 「永住者」,「日本人の配偶者等」,「永住者の配偶者等」,「定住者」

技術・人文知識・国際業務

• 「人文知識」

- 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学, 経済学, 社会学その他の人文科学の分野に属する知識を要する業務に従事する活動
- 大学等で文系科目を専攻して修得した素養を要する業務
例. 経済学専攻で営業業務, 経営学専攻で企画・立案業務, 法学専攻で法務部業務

• 「国際業務」

- 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動
- 外国人であるというだけでは足りず, 外国の社会, 歴史・伝統の中で培われた発想・感覚をもとにした一定水準以上の専門能力が必要
例. 通訳・翻訳業務, 服飾デザイン業務, 海外向広報業務

技術・人文知識・国際業務

•「技術」

- 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学，工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動
- 学術上の素養を背景とする一定水準以上の業務であり，自然科学の分野のいずれかに属する技術又は知識がなければできない業務

※ 機械を設計し，あるいはその組み立てを指揮する活動は機械工学の専門技術・知識を要する活動として「技術」の在留資格に該当するが，単に機械の組み立て作業に従事する活動は自然科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事する活動とは認められないから「技術」の在留資格に該当しない（名古屋地判平成28年2月18日判決）

日本人の配偶者等

- 日本人の配偶者，日本人の特別養子又は日本人の子として出生した者
- 在留中に行うことができる活動の範囲に制限なし
＝ 就労制限なし
- 法的に有効な婚姻であることを要し，内縁関係は含まれない
 - 同性婚は(たとえ本国で有効な婚姻と認められたとしても)「日本人の配偶者等」の在留資格は付与されない
 - 外国人同士同性婚は，他方に在留資格があればその同性配偶者に「特定活動」の在留資格が許可されるが，日本民法が同性婚を認めていないため，日本人と外国人の同性婚は有効な婚姻とみなされず，「特定活動」も許可されない

永住者

- 在留期間を制限されることなく日本に滞在することができる在留資格。就労制限なし。

- 法律上の要件(原則)(法22条2項本文)
 - ① 素行が善良であること(素行善良要件)
 - ② 独立生計を営むに足る資産又は技能を有すること(独立生計要件)
 - ③ その者の永住が日本の国の利益に合すると認められること(国益適合要件)

永住者の配偶者等

- 「永住者」又は特別永住者の配偶者
- 「永住者」又は特別永住者の子として日本で出生しその後引き続き日本に在留する者
- いずれも就労制限なし。

定住者

- 法務大臣が特別な理由を考慮し、一定の在留期間を指定して居住を認める者。就労制限なし。
- 主な「定住者」の類型
 - ① 日本人配偶者と離婚又は死別した外国人
 - ② 日本人の実子を監護養育する者
 - ③ 難民認定を受けた外国人
 - ④ 難民認定を受けていないが人道上特別に配慮する事情があり在留を認められた外国人

特定活動

- 入管法が定める在留資格以外の活動を行おうとする外国人を受け入れるために設けられたもの。法務大臣が指定する活動の内容によっては就労可能。
- 就労可能な「特定活動」の例
 - 大学生のインターンシップ
 - 国家戦略特区における家事支援外国人
 - 経済連携協定(EPA)による看護師・介護福祉士
 - 難民認定申請者
 - 人道的配慮から在留が認められる者
 - ✓ 戦災から逃れてきたシリア人(「シリア特活」)

技能実習

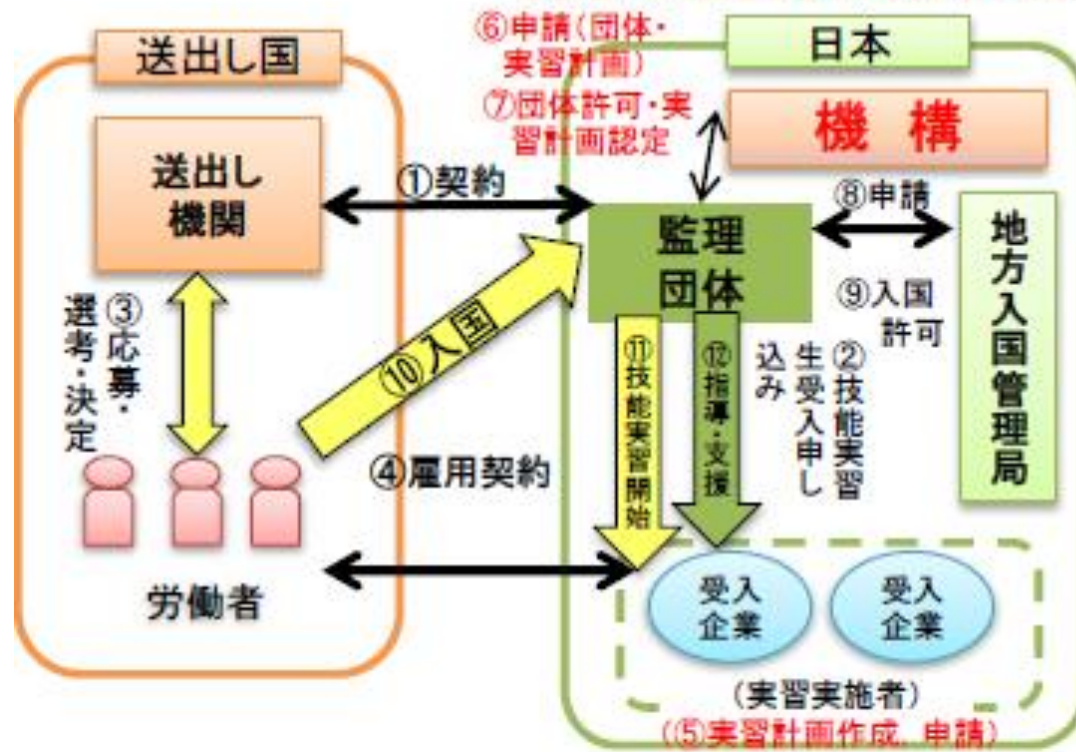
- 日本の技能・技術・知識を開発途上国へ移転する目的で創設された在留資格 ※平成29年11月に新制度施行
- 技能実習生受け入れの方式
 - ① 企業単独型： 日本企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する方式
 - ② 団体管理型： 事業協同組合や商工会等の営利を目的としない団体(監理団体)が技能実習生を受け入れ、参加の企業等で技能実習を実施する方式

	企業単独型	団体管理型
入国1年目(技能等修得)	技能実習第1号イ	技能実習第1号ロ
入国2・3年目(技能等習熟)	技能実習第2号イ	技能実習第2号ロ
入国4・5年目(技能等熟達)	技能実習第3号イ	技能実習第3号ロ

技能実習

【団体監理型】 非営利の監理団体(事業協同組合, 商工会等)が技能実習生を受入れ, 傘下の企業等で技能実習を実施

※機構による調査を経て, 主務大臣が団体を許可



特定技能(新制度)

- 「特定技能」 2019年4月1日施行の在留資格
 - 特定技能1号: 相当程度の知識又は経験を必要とする技能
 - 特定技能2号: 熟練した技能
- 技能実習とは異なり, 日本の労働人口不足を補完するために単純労働に従事する外国人労働者を正面から受け入れることを認めた点に大きな意義がある。
- 学歴や実務経験要件はないが, 日本語試験と技能試験を受験する必要がある(技能実習生2号修了者は免除)

特定技能(新制度)

- 対象業種(2019年4月1日時点)
 - 特定技能1号(14業種)
 - 建設, 造船・船用工業, 介護, ビルクリーニング, 素形材産業, 産業機械製造業, 電気・電子情報関連産業, 自動車整備, 航空, 宿泊, 農業, 漁業, 食料品製造業, 外食業
 - 特定技能2号(2業種)
 - 建設, 造船・船用工業

- 受入人数に上限あり(5年間)
 - 例. 介護:6万人, ビルクリーニング:3万7千人, 建設:4万人
 宿泊:2万2千人, 農業:3万6500人, 外食:5万3千人

特定技能(新制度)

	特定技能1号	特定技能2号
業種	14業種	2業種
在留期間	1年, 6か月, 4か月毎更新 上限5年まで	3年, 1年, 6か月毎更新 上限なし
学歴・実務経験要件	なし	なし
技能水準	試験等で確認(技能実習2号 修了者は試験免除)	試験等で確認
日本語能力水準	ある程度日常会話ができ生 活に支障がないレベル 試験等で確認(技能実習2号 修了者は試験免除)	試験等での確認は予定され ず
家族帯同	不可	可(配偶者, 子)
受入機関等の支援	対象	対象外

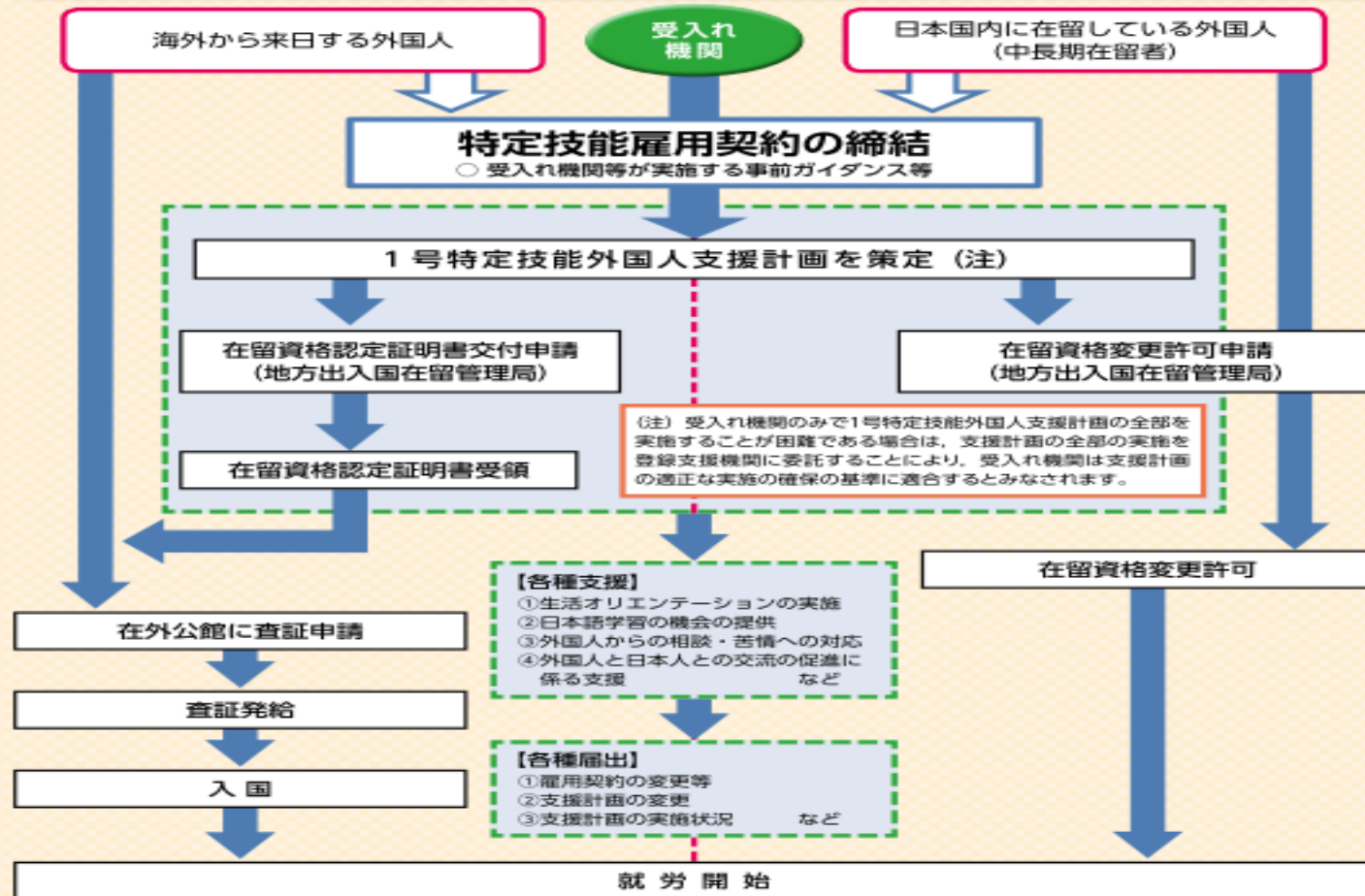
特定技能(新制度)

• 受入れ機関

- 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準
 - ① 雇用契約が適切(例. 日本人と同等以上の報酬)
 - ② 機関自体が適切(例. 過去5年以内に入管法・労働法違反なし)
 - ③ 外国人の支援体制(例. 外国人が理解できる言語で支援)
 - ④ 外国人の支援計画(例. 生活オリエンテーションの提供等)
- 受入れ機関の義務
 - ① 雇用契約の確実な履行
 - ② 外国人支援の適切な実施
 - ✓ 支援については登録支援機関に委託も可能
 - ③ 出入国在留管理庁への各種届出

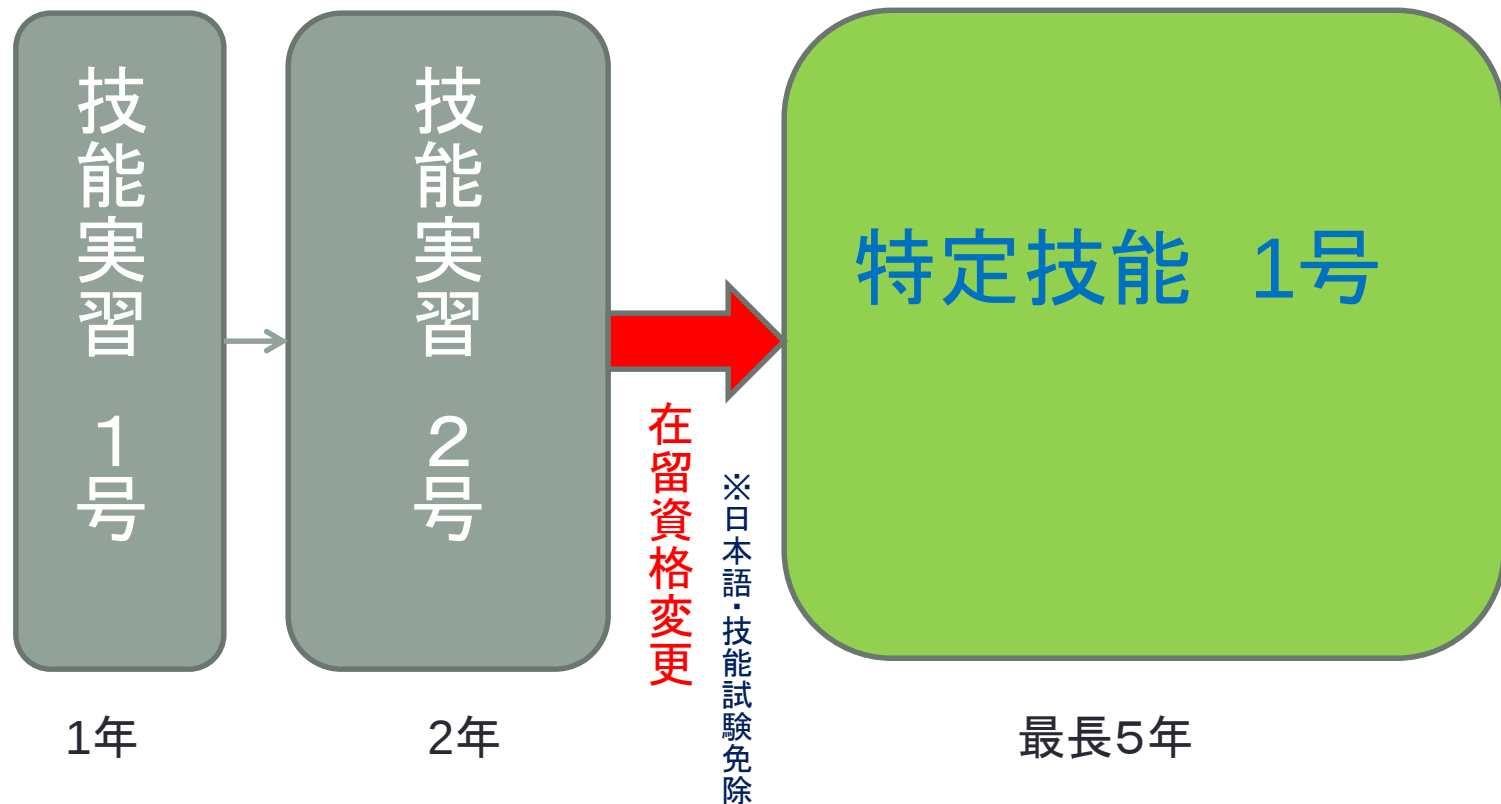
特定技能(新制度)

1号特定技能外国人の受入れ手続の概要



技能実習から特定技能へ

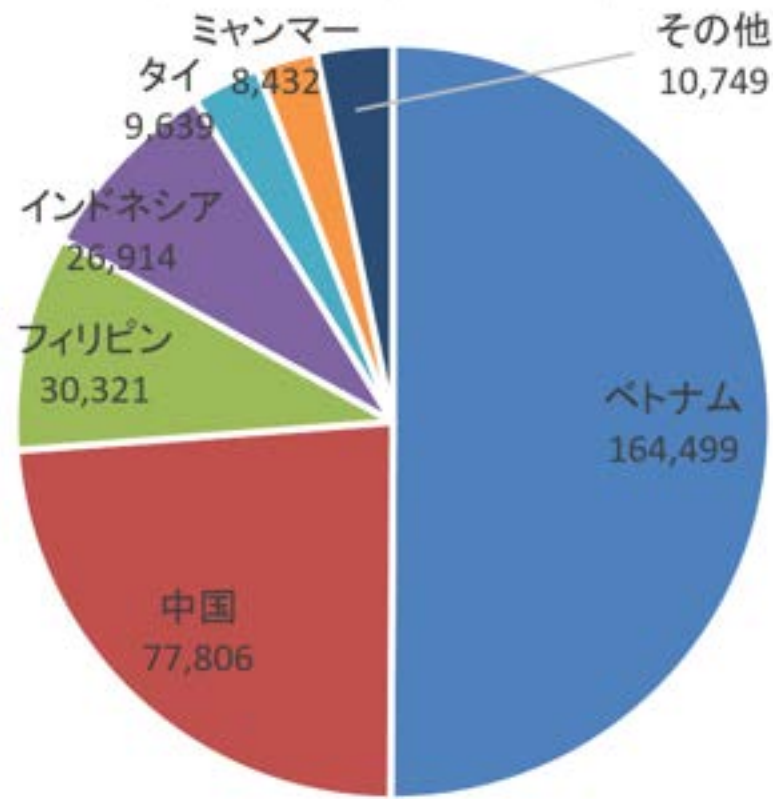
- 今後最も多く利用されるであろうパターン



技能実習制度の問題点

技能実習の実態と問題点

技能実習生国籍別人数(平成30年末)



法務省 在留外国人統計より

技能実習の実態と問題点

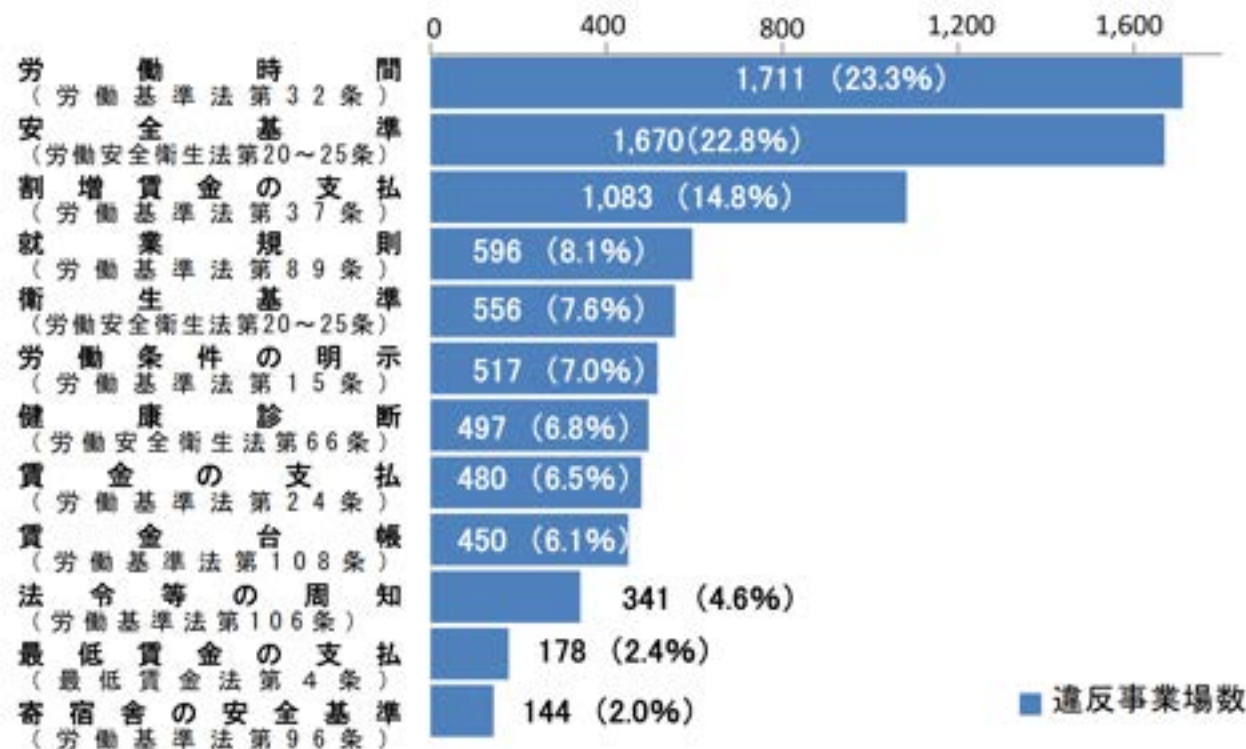
全国の労働監督機関が技能実習実施者(企業)に対して実施した監督指導数(平成30年)



厚生労働省のウェブサイトより

技能実習の実態と問題点

技能実習実施者(企業)の違反内容上位(平成30年)



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

厚生労働省のウェブサイトより

技能実習の実態と問題点

- 問題点① 安価な労働力確保の手段として機能
 - 国際貢献という制度趣旨がゆがめられ事実上安価な労働力確保のための制度と化していること
- 問題点② 実習生の立場の弱さ
 - 悪質なブローカーの暗躍
 - ✓ 現地の送出機関がマフィアなどと結託している例が多く、高額な保証金を支払わせて過酷な日本の環境で最低賃金(場合によってはそれ以下)で働かせる。
 - ✓ 技能実習とは関係のない除染作業などに従事させる例も(もちろん違法)
 - ✓ パスポートを取り上げられたこ部屋での生活を強制される
 - 技能実習生の転職が容易ではないこと
 - 失踪者の続出

技能実習の実態と問題点

- 2019年の技能実習関係報道
 - 2019.6 NHKのドキュメンタリー番組が今治タオルの工場で低賃金、長時間労働を強いられるベトナム人技能実習生の実態を特集
 - ✓ 早朝から夜10時までの労働
 - ✓ 残業は月180時間という過労死ラインの2倍も、残業代は月40時間分
 - ✓ 窓のない狭い寮に28人が押し込められている
 - 2019.8 英国BBCがウェブサイト上で「搾取される日本の移住労働者」として日本の技能実習生の問題を集める動画を公開
 - <https://www.bbc.com/news/av/world-asia-49448757/migrant-workers-exploited-in-japan>
 - ✓ 中国人技能実習生が有名アパレルメーカーの商品を製造する企業の下請工場で残業代無しで休日なし長時間の労働を強いられている実態
 - ✓ 他の工場での技能実習生に対する労災隠し、パワハラ
 - ✓ 職場でのいじめで自殺未遂

技能実習の実態と問題点

- 2019年の技能実習関係報道(つづき)
 - 2019.9 除染作業に従事させられたベトナム人の元技能実習生が受入先であった建設会社(福島県郡山市)を被告として、合計1230万円の損害賠償を求めて福島地裁郡山支部に提訴(弁護士ドットコム)
 - ✓ 原告らは2015年に技能実習生で来日。鉄筋施工や型枠施工の技能実習をする計画で、郡山市の建設会社で働き始めた。
 - ✓ 2016年3月から2018年3月にかけて郡山市の住宅地や森林で福島第1原発に伴う除染作業や、避難指示区域内の地区での配管工事に従事させられる。
 - 2019.10 朝日新聞が、日本の監理団体がベトナムの送出し機関との間で、実習生が失踪したら賠償金を支払わせるなどの裏契約を交わしていたと報道
 - ✓ 賠償金の原資は実習生から徴収する応募手数料に上乗せか

特定技能で問題を解消??

- 技能実習の問題を引き継ぐだけなのは？
 - これまで技能実習の監理団体として暗躍していた悪質ブローカーが登録支援機関となり、特定技能制度を利用するのではないかとの危惧
- 使い捨ての労働力？
 - 最長5年
 - 産業分野において雇用の必要性がなくなれば打ち切られる可能性
- 低調な認定数
 - 特定技能1号の在留外国人数(2019年9月末時点):219人

難民認定制度とその問題

難民の受入れと移民政策

- 世界中で増加する難民
 - 世界中で約7000万人の人たちが紛争や暴力, 迫害によって母国から離れて難民としての生活を強いられている。
- 難民受け入れが多い国
 - トルコ
 - ✓ 350万人の難民を受け入れている。トルコを通過してEU諸国に庇護を求めた者がトルコに送り返される事例が多い。
 - レバノン
 - ✓ 人口400万人の国がシリア難民100万人を受け入れている
 - イラン
 - ✓ アフガニスタン難民を中心に100万人の難民を受け入れている。

難民の受入れと移民政策

- ドイツのメルケル政権の大規模難民受け入れ決定
 - 高齢化と労働人口減少の課題に直面したドイツのメルケル首相は2015年に100万人以上の難民を受け入れる政策を決定
 - 難民の大規模流入により国民の批判(社会の変化, 犯罪の増加, 膨大な国家予算)が集まり, 2017年には難民の受け入れ上限を年20万人とすることを決定
 - 結果的に, 反移民の極右政党の躍進

- カナダの難民受け入れ
 - カナダでは毎年移民と難民の受け入れ目標数を定め州政府や民間支援団体などが協力して移民・難民を受け入れてきた。
 - シリア難民の受け入れを公約としたトルドー政権下で4万人以上のシリア難民を受け入れ実行。

日本の難民認定制度

- 経緯

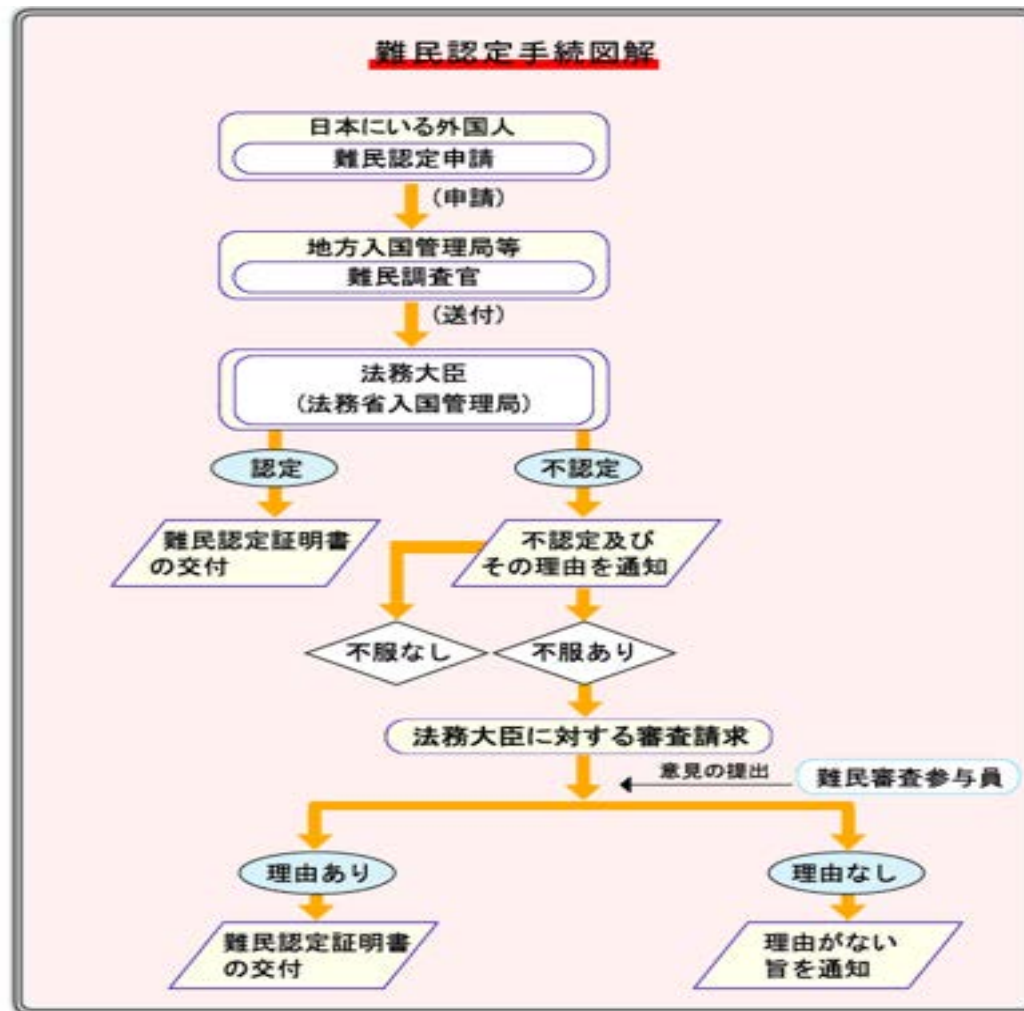
- 1981年：難民の地位に関する条約（「難民条約」）及び難民の地位に関する議定書（議定書）に日本が加入
- 1982年：出入国管理及び難民認定法が整備

- 「難民」とは、難民条約第1条又は議定書第1条の規定により定義される難民（いわゆる「条約難民」）を意味する。



「人種，宗教，国籍，特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって，その国籍国の保護を受けることができないか又はそれを望まない者」
（入管法2条3号の2，難民条約1条，難民議定書1条2項）

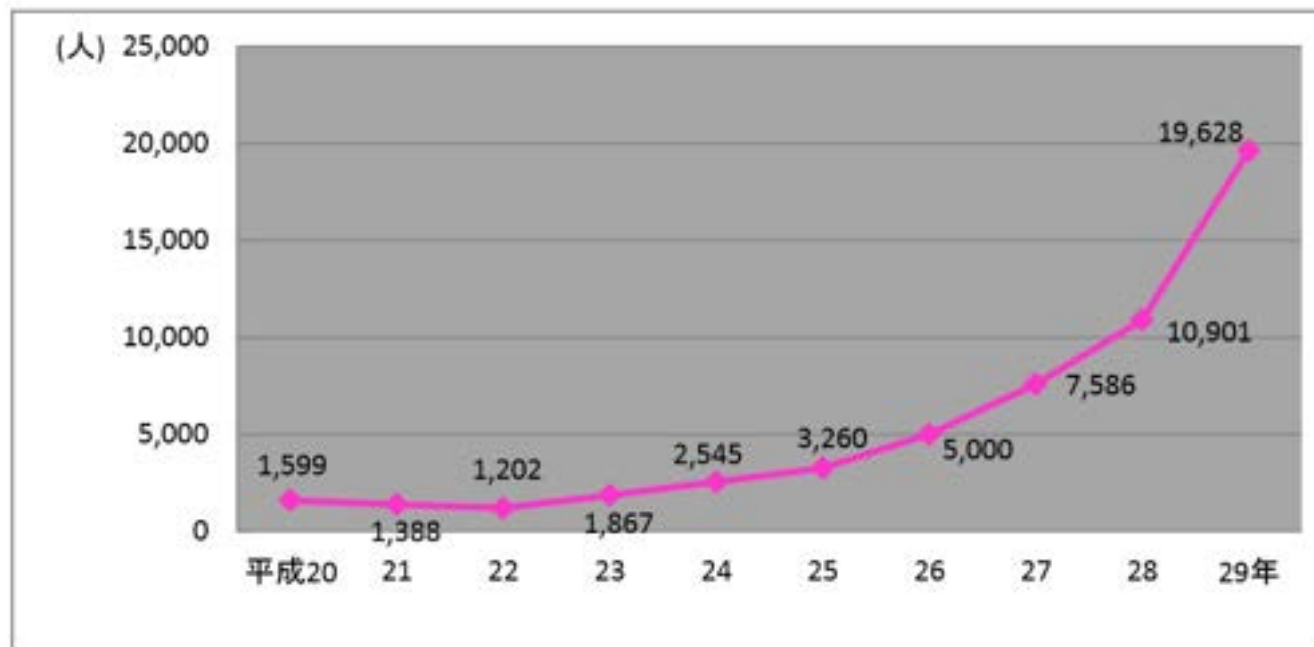
日本の難民認定手続の概要



難民認定申請統計

① 難民認定申請数の推移

	(人)									
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
申請者数	1,599	1,388	1,202	1,867	2,545	3,260	5,000	7,586	10,901	19,628



難民認定申請統計(2)

② 難民認定者数の推移

	(人)									
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
難民認定者数	57	30	39	21	18	6	11	27	28	20



諸外国との比較

- 主要各国との難民認定数等の比較(2018)

国名	判断数	難民 認定数	補完的 保護等	難民 認定率	保護率
米国	99,394	35,198	-	35.4%	35.4%
ドイツ	245,677	56,583	48,961	23.0%	43.0%
フランス	151,030	29,035	17,917	19.2%	31.1%
カナダ	29,909	16,875	-	56.4%	56.4%
豪州	37,933	10,296	-	27.1%	27.1%
日本	16,596	42	40	0.3%	0.5%

難民該当性

• 「迫害」の定義

- 入管の立場:「通常人において受忍しえない苦痛をもたらす攻撃ないし圧迫であって, 生命又は身体の自由の侵害又は抑圧」
- UNHCRや諸外国:「生命, 身体又は身体の自由の侵害又は抑圧及びその他の人権の重大な侵害」

• 「迫害」の主体: 国籍国の政府以外の「迫害」?

- 入管の立場:「政府が当該迫害を知りつつ放置・助長するような特別な事情がある場合でない限り, 『迫害』には該当しない。」
- 近時の勝訴判決:「政府が迫害を放置ないし助長している場合のほか, 迫害の主体が公然かつ広範囲に迫害行為を繰り返し, 政府がこれを制止しえず, 制止しうる確実な見込みもない場合も含まれる。」

名古屋高判平成28年7月13日判決ほか

難民認定手続中の申請者の地位

- 難民認定申請のタイミング

- 上陸時

- ✓ 有効な旅券を持たないことが多い
 - ✓ 一時庇護上陸許可や仮滞在の制度はあるが認められることはまれ
 - ✓ 認定手続中に退去強制手続が進み、収容されてしまう

- 在留中

- ✓ 「短期滞在」で在留している場合は「特定活動」に資格変更
 - ✓ 難民申請を行った日から6か月を経過しておれば就労が許される「特定活動」に資格変更可能(もっとも、最近は難民申請者の就労を制限する方向で運用がなされている)

- 難民事業本部(RHQ)による保護費の支援

- 外務省の予算措置で、難民申請者に保護費を支給。支給金額は生活保護の水準に及ばず、審査請求(異議)段階の終了で支給終了。

難民認定制度濫用の問題

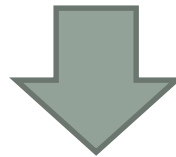
- 「偽装難民」と呼ばれる問題

- 日本で働くことを主目的として難民認定申請を行う外国人
- 法務省は約2万件の難民認定申請の大半が「偽造難民」と見ている
- 難民申請者数トップ5 (2017年)

国名	難民認定申請数
① フィリピン	4,895
② ベトナム	3,116
③ スリランカ	2,226
④ インドネシア	2,038
⑤ ネパール	1,451

法務省による運用見直し

- 「難民認定制度の適正化のための更なる運用の見直しについて」(平成30年1月12日 法務省入国管理局発表)
 - 近時の難民認定申請者数の急増
 - フィリピン, ベトナム, ネパールなど大量の難民・避難民を生じさせるような事情のない国からの申請者が大半を占める
 - 申請理由が, 「借金取りに追われている」, 「近隣住民とトラブルになった」など, 条約難民に明らかに該当しないものが多い
 - 就労目的と思われる申請



多数の申請を迅速に処理し, 濫用的と思われる申請に対しては就労を制限するなどして, 日本の難民制度に対する誤解(申請すれば働けるといったもの)を正すべく, 運用を見直すというもの

法務省による運用見直し(2)

図7：難民認定制度の運用の更なる見直しの概要



(注) 難民条約上の難民である可能性が高いと思われる申請者又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる申請者を除く。

難民認定制度の課題

- 世界的に見ても厳しすぎる認定率
 - 世界的に難民が認められているシリアやロヒンギャ族であっても日本では大半が難民として認められていない。
 - ← ただし、特定活動・定住者などで日本での在留を認められ、実質的に保護されているケースも多い点は注目に値する
- 難民認定制度の本来の趣旨
 - 迫害から逃れてきた人を守るための仕組みであり、誤った判断で本国に送り返すことはその人の命にかかわる問題
- 大多数の「偽装難民」を効率的に処理するという名目で、本来難民認定で保護されるべき申請者を本国に送還するような事態は、ごく少数であっても、絶対に避けなければならないのではないか

在留外国人が直面する問題 への大阪弁護士会の対応

日本社会に溶け込めない問題

- 外国人の集住

- 言語に不安のある外国人は同国人で集まって生活する傾向がある
 - ベトナム人: 八尾市 シリア人: 三木市, 八幡市など

- 日本語の習得の場がない

- 同国人の雇用主, 専ら同国人との近所づきあいなどで, 日本語を使用する機会がなく, 長年日本にいても日本語を習得していない人が相当数存在。
- 地元の国際交流協会などが日本語教室を開催していても, そもそも情報が届かない, 教室までのアクセスがない, 仕事が忙しい等の理由で参加できない人が多い

日本の社会の中で直面する問題

- 日本での生活のルール
 - ゴミ出し, 生活騒音, 複数人での同居
- 交通事故
 - 特に日本の交通ルールを理解しない外国人の自転車での事故が増加している。
 - 自動車を運転する場合の任意保険加入: 日本語ができない人の加入のハードルが高い。

大阪弁護士会：外国人法律相談

- 運営：総合法律相談センター，委託援助委員会，法テラス
- 毎週金曜日午後1時～4時
- 要予約（電話 ※日本語対応のみ）
- **通訳人の無料手配**
- 相談料：5,400円／60分（通訳時間込）
 - ※ 法テラスの収入要件を満たす人は無料
- 相談内容
 - 在留資格など外国人固有の相談もあるが、
 - 日本人と同じ法律問題（家事，労働等）も比較的多い

大阪弁護士会：外国人 인권 電話相談

- 運営：人権擁護委員会
- 隔週（第2，第4）金曜日 午後0時～5時
- 電話番号：06-6364-6251
- 原則日本語での対応のみ。ただし担当者によっては英語，中国語等の対応も可能な場合がある。
- 相談料：無料
- 相談内容の傾向

入管に収容されている人からの相談が多いため，
在留資格や難民に関するものが大半を占める

大阪弁護士会：入管出張相談

- 運営：人権擁護委員会
- 弁護士が入管へ出張して入管収容者の相談を受ける制度
- 日弁連の委託法律援助事業を利用（相談料無料）
- 原則1回限り
- 通訳人は弁護士会から紹介（通訳料も無料）

法テラス／法律援助事業

- 弁護士費用を負担できない人のための制度
- 在留資格あり → 日本司法支援センター（通称「法テラス」）の民事法律扶助
- 在留資格なし → 日弁連の法律援助事業
 - 退去強制を受けた外国人や難民認定申請を望む外国人からの相談、事件の受任に利用可能
 - 通訳人・翻訳者の費用も別途支給される（上限有）

大阪弁護士会アウトリーチ事業

- 地理的要因や言語の点で弁護士にアクセスできない人たちに対して弁護士会から土日に出張をして相談を行う事業

【過去に行われた事業の例】

➤ シリア難民出張相談会

- 大阪市, 八幡市, 三木市, 泉佐野市などで開催
- 在留資格問題, 家族呼び寄せ, 交通事故, 保険加入の問題等

➤ 夜間中学相談会

- 岸和田市, 東大阪市などで開催
- 夜間中学に通う外国人とその家族を対象とした相談



国際交流協会と大阪弁護士会の連携事業

- 大阪弁護士会と大阪府下の国際交流協会との連携
 - 国際交流協会の相談員への研修会
 - 数多い相談例に関する法的制度の研修(特に離婚関係が多い)
 - 国際交流協会主催の法律相談会
 - 弁護士を相談員として派遣
 - 国際交流協会経由の法律相談(随時相談)
 - 国際交流協会に相談に来た外国人で法的支援が必要と判断される場合に、国際交流協会が担当名簿に掲載されている弁護士を紹介できる制度。相談のみであれば無料。

ご清聴ありがとうございました

古 川 智 祥

弁護士・ニューヨーク州弁護士
弁理士

小原・古川法律特許事務所
t-furukawa@oharalaw.jp

小原・古川法律特許事務所

OHARA & FURUKAWA

- 注力分野

- 国際取引法務, 企業法務, 知的財産, 労務, ベンチャー支援
- 涉外家事事件(相続, 離婚), 損害賠償, 外国人が当事者の事件

- 所属スタッフ

- 弁護士4名, 外国弁護士1名, 司法書士・行政書士1名

〒530-0054

大阪市北区南森町2-2-7 シティ・コーポ南森町902

TEL:06-6313-1208 FAX:06-6313-1209

<http://www.oharalaw.jp/>

日本語学校生及び外国人技能実習生 のための結核対策を考える

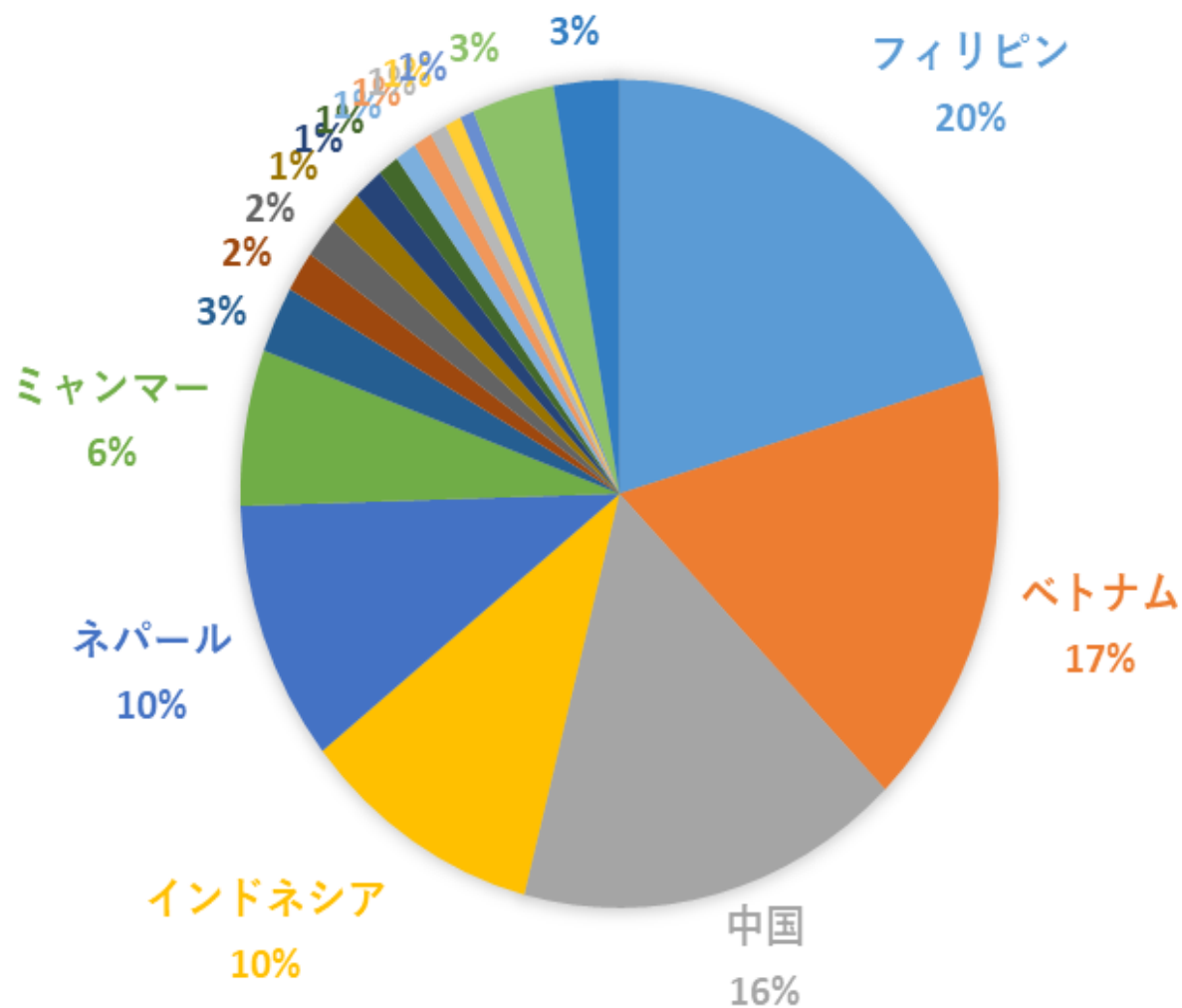
ストップ結核パートナーシップ関西

第7回ワークショップ I

2020.1.18

大阪市

2018年全国新規登録結核患者出生国別割合



外国生まれ患者総数 1667名

結核は世界最大級の健康問題(2018)

- 世界人口3分の1が既に感染
 - 年に**1000万人**の新患者
 - 年に**145万人**が死亡
 - そのうち、HIV陽性者の死亡が25万人
 - 年に48万人が多剤耐性結核を発病
 - 働き盛りの年齢層を直撃
-
- **感染症に国境なし**
 - **未だ結核を制圧した国はない**
 - **制圧の定義(罹患率人口100万対1未満)**
 - **日本:人口10万対12.3 (2018)**



アジア各国における結核対策

Step1: 見つけた患者を確実に治す

-患者発見: 呼吸器症状があるとき、医療機関を受診し、喀痰塗抹検査を実施、その他の菌検査導入予定

-確実治療: 最初の2か月は毎日保健スタッフの目の前で薬を飲む
(DOT: directly observed treatment)

世界中、同一の標準治療 2HREZ/4HR

塗抹陽性肺結核(排菌患者)も最初から外来治療

(結核の検査・治療は無料)

目標: 治療成功率(85%以上)



ゴックン

Step2: 症状のない人からも見つける

- 症状のない者も含め、喀痰検査とX線検査によって積極的に患者を発見

リスクグループとは？

- 塗抹陽性肺結核患者の家族
- HIV陽性者
- 刑務所入所者
- 高齢者：中国、カンボジアで試行



接触者健診の推進

但し、潜在性結核感染症治療は5歳未満児のみ

結核対策とHIV対策の連携促進

国ごとにその他のハイリスクグループを特定

外国出生結核患者の 治療における問題点

国立病院機構兵庫中央病院

呼吸器内科

藤川 健弥

本日の内容

結核の治療

実際の症例

見えてくる
問題点

結核の治療は「内服」が基本

- 抗結核薬を一定期間内服する

RFP（リファンピシン）

RBT（リファブチン）

INH（イソニアジド）

PZA（ピラジナミド）

EB（エタンブトール）

SM（ストレプトマイシン）

LVFX（レボフロキサシン）

KM（カナマイシン）

EVM（エンビオマイシン）

ETH（エチオナミド）

PAS（パラアミノサリチル酸）

CS（サイクロセリン）

DLM（デラマニド）

BDQ（ベダキリン）

- 必要に応じて、外科的療法を選択

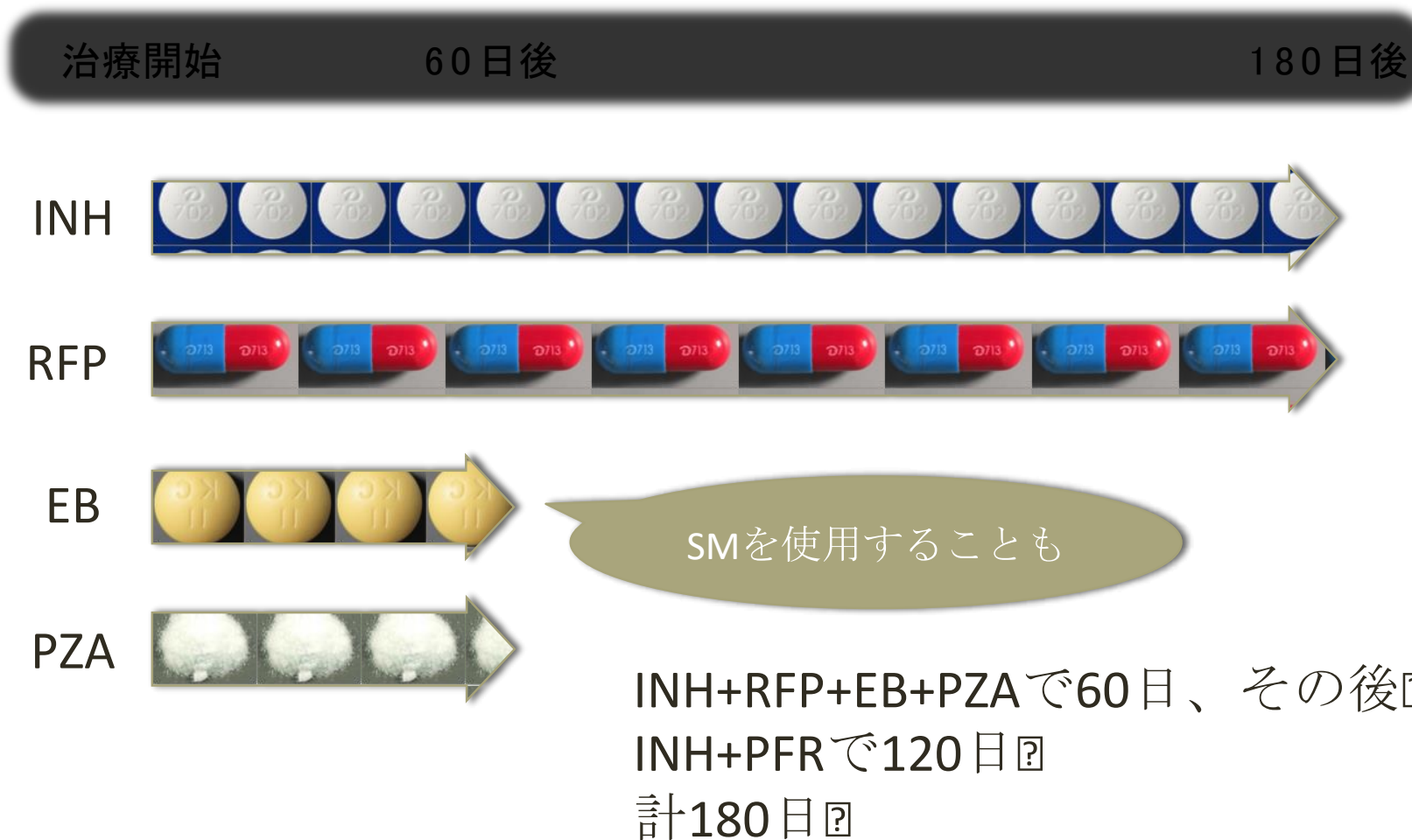
- 骨関節病変

- 多剤耐性

- MDR-TB：INHとRFPに耐性

- XDR-TB：INHとRFPに加えて、LVFXなどキノロン、KMなど2次注射薬に耐性

内服による「標準治療」



標準治療ができない場合

- 副作用が出る
 - 原因薬剤の特定
 - 減感作、他の薬剤を使用
- 薬剤耐性がある
 - 感受性のある薬剤を使用するのが原則
 - 治療期間を延長
 - INHに耐性のある…
 - RFPに耐性のある…
 - 多剤耐性だったら…
 - 超多剤耐性だったら…

専門家に相談

症例No.1

30代女性

ベトナム出身

技能実習生

X-1年8月来日

症例No.1：病歴

- X年1月頃から咳嗽が出現
- 特に受診はせずに実習（就業）を継続
- 症状が改善しないために、X年6月になって、職場から近い医療機関を受診
 - 胸部CTで空洞を伴う陰影を指摘
- 肺結核の疑いで結核専門医療機関へ紹介
- 受診時に喀痰検査を実施したところ、抗酸菌塗抹陽性、PCR法で結核菌と同定
- 入院の上で治療を開始

症例No.1：治療と経過

- 本国に母と子あり（夫とは入院中に離婚）
- 入院前は寮にあるWiFiを利用し、毎日スマートフォンで連絡
- 入院後に連絡が取れなくなることでの気分の落ち込み
 - 実習先の企業が、本人用に携帯用のWiFi機器を準備
- 日本語はいわゆる「挨拶」「簡単な質問」に限られる
 - 英語でのコミュニケーションもほぼ不可
 - 本人のスマートフォンにインストールされているアプリを介した説明
- 早く仕事に戻りたい意思が強い
 - 培養陰性化の確認を待たずに退院、就業再開

症例No.2

10代女性

ベトナム出身

技能実習生

X-1年12月来日

症例No.2：病歴

- X年7月頃から咳嗽が出現、その後喀痰も出現
- 血液混入痰が出たため、7月26日に近くの医療機関を受診
 - 胸部Xpで陰影を指摘
 - 同時に喀痰検査も実施
- 肺結核の疑いで結核専門医療機関へ紹介
 - 受診時に、初診の医療機関で実施した喀痰検査で、抗酸菌塗抹陰性もPCR法で結核菌陽性との情報あり
- 企業の寮で共同生活を送っており、感染拡大防止の観点で入院の上で治療を開始

症例No.2：治療と経過

- WiFiを持参し、スマートフォンで同僚と連絡
 - 企業が休日の場合、多数で面会：マスクの着用に問題
- 日本語はいわゆる「簡単な質問」に限られる
 - 英語でのコミュニケーションはほぼ不可
 - 本人のスマートフォンにインストールされているアプリを介した説明
- 入院中、同郷の患者（症例No.1）とコミュニケーション
 - 症例No.1が退院すると、本人の退院希望も強くなる
- 病状の説明は企業の担当者同席で実施
 - 退院後の外来受診時も同席

症例No.3

20代男性

インドネシア出身

技能実習生

X-3年10月来日

症例No.3：病歴

- X年6月に健診を受けたところ、胸部異常陰影を指摘
 - これ以前には指摘を受けたことはなし
- X年9月に医療機関を初診
 - 喀痰検査で抗酸菌塗抹陽性、PCR-TB陽性で肺結核と診断確定
- 帰国が近いこともあり、同医療機関で外来での治療を開始
- X年11月にRFP耐性が判明
 - 喀痰検査でも抗酸菌塗抹陽性が継続
- 入院での治療が必要とされ、結核専門医療機関に紹介

症例No.3：治療と経過

薬剤	判定濃度	感受性
SM	10	S
PAS	0.5	S
INH	0.2	S
INH	1.0	S
PZA	--	S
EB	2.5	S

薬剤	判定濃度	感受性
RFP	40	R
KM	20	S
EVM	20	S
CS	30	S
ETH	20	S
LVFX	1	S

紹介元からの提供データ、X年9月10日の検体にて実施

症例No.3：治療と経過

- 結核の診断直後に技能実習が終了
- しばらくは実習先企業の社長宅で生活
 - 入院とともに居住地がなくなる
 - 健康保険も失効（入院中は自己負担なし＝第37条での治療）
- ビザが入院中に失効
 - 診断書を作成し、滞在期間の延長を申請
- 宗教上、食べられない食材あり
 - 内服薬の成分にも注意：錠剤から同成分の散剤に変更して対応
- 退院後、出身国での受け入れ医療機関を調整

問題点を挙げてみると

- 言葉の壁
 - 医療用語をどうやって伝えるか？（日本人に説明するのも難しい）
 - 患者の孤立感
- 文化の壁
 - 宗教上の制限
 - 食習慣の違い
 - 食事だけでなく、薬剤にも注意が必要
- 治療の壁
 - 医療費を含めた経済面
 - 入院すると収入が途絶える
 - 薬剤耐性の際、選択する治療薬によっては高額に（日本人でも負担が重い）
 - 薬剤耐性の治療ガイドラインの違い

最後に…

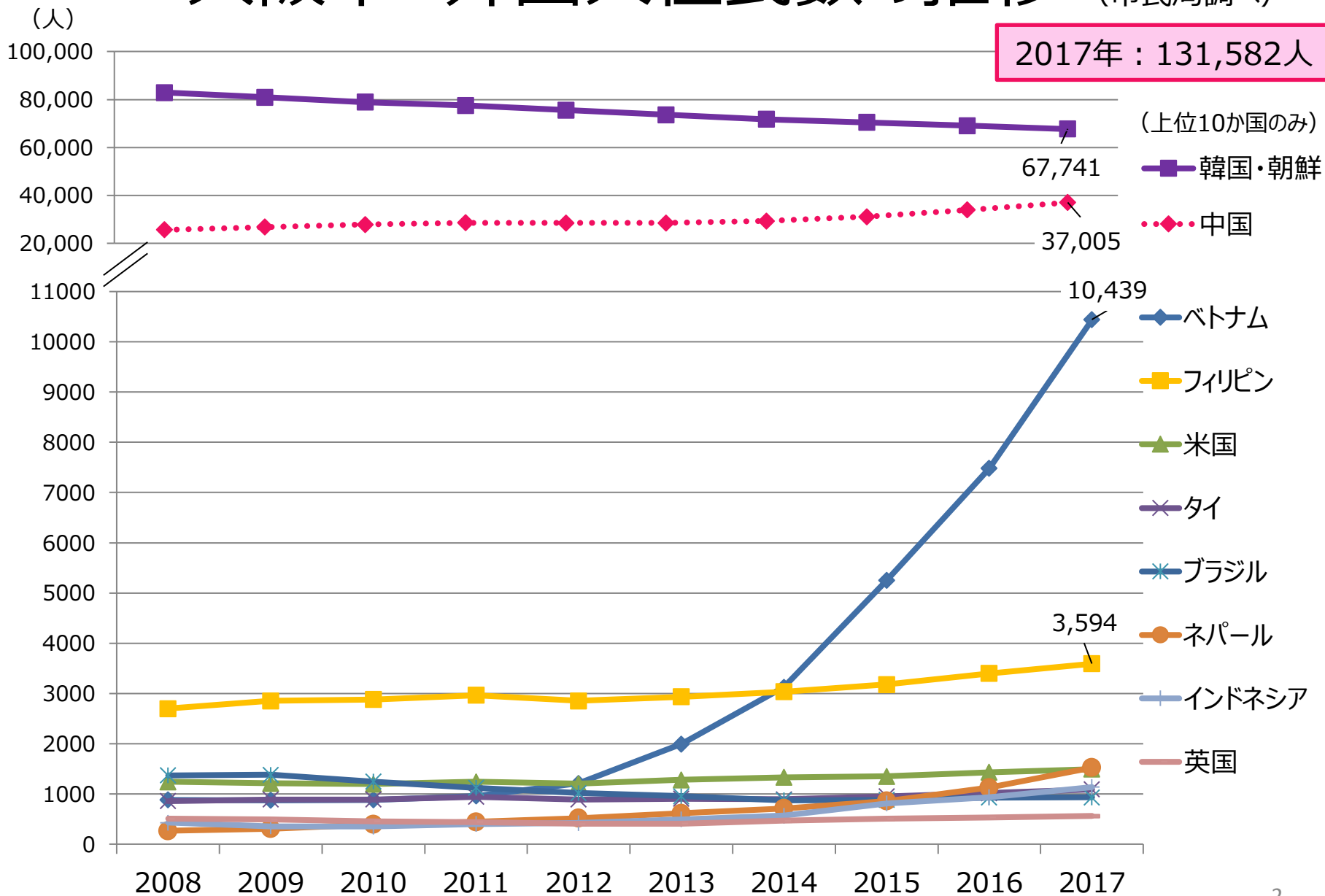
- 入院での治療は、本人のストレスが強い
 - 他国での実習、研修、留学というだけでもかなりのストレス
 - 実習、研修の場合、本人の収入が本国での家族の生活に直結
 - 病院内での生活リズム、食事など
 - 病状、治療経過の理解
- 実習（研修、留学）期間が十分に残っていない場合の治療完遂
 - 在留期間の延長手続き
 - 標準治療ができない場合や薬剤耐性があった場合
 - 治療期間の延長は避けられない
 - 経済的負担
 - 出身国での治療継続？日本での治療完遂が望ましいが…
 - 治療ガイドラインとのすりあわせ

大阪市における外国人結核対策

R2.1.18 (Sat.) ストップ結核パートナーシップ関西 第7回 ワークショップ I
(グランフロント大阪タワーA21階 「オカムラ」共創空間)
大阪市保健所 感染症対策課 津田侑子

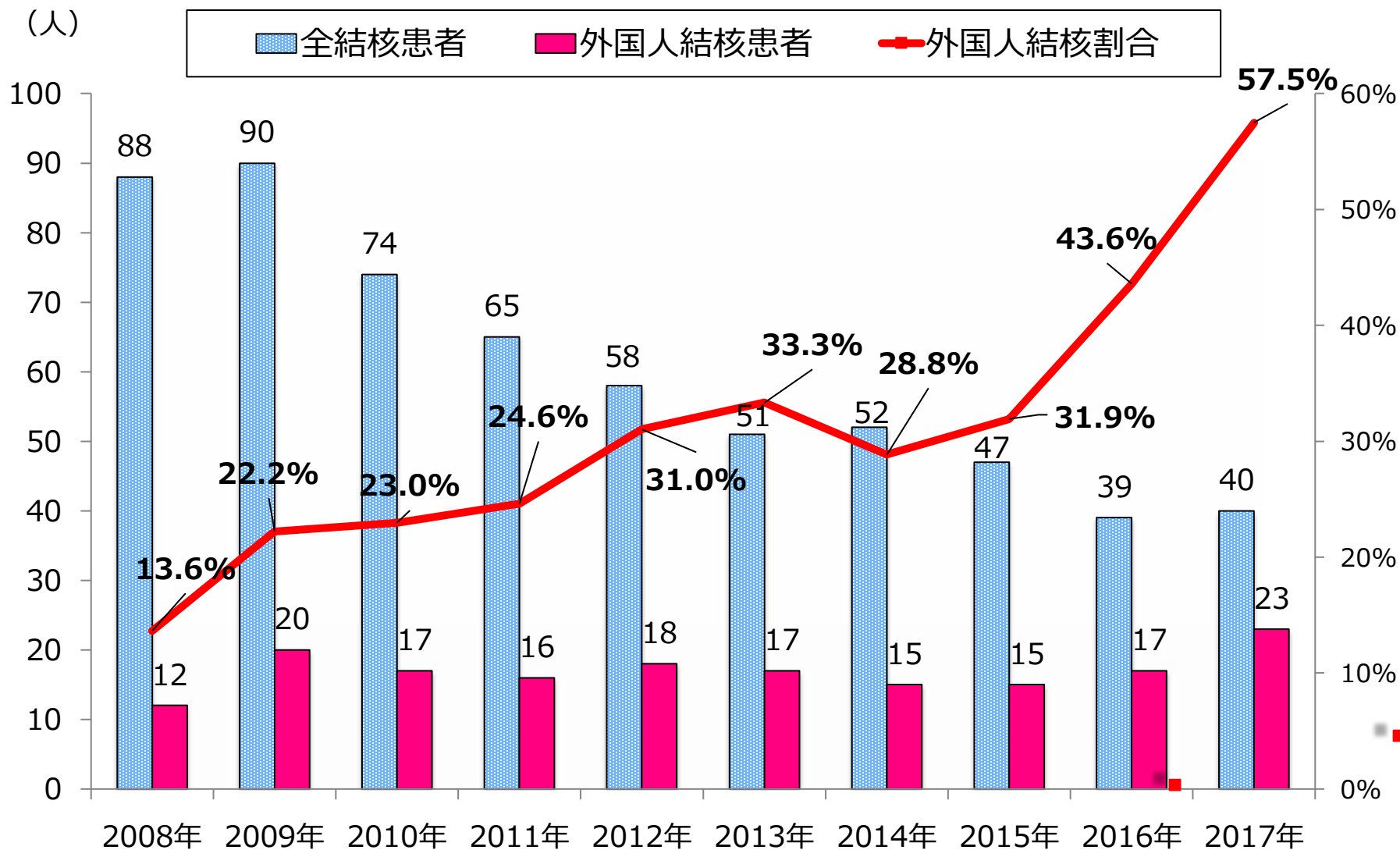
大阪市 外国人住民数の推移

(市民局調べ)



(※各年12月末日現在、2011年までの数値は外国人登録者数)

大阪市 20-29歳結核患者に占める 外国生まれの推移



発生動向まとめ

- ①外国生まれ結核患者数は、2008年以降毎年30-40名台であったが、2017年には50名を超え、全患者に占める割合は、2.5%から6.1%台に増加していた。
- ②20代の外国生まれ患者は、毎年15-20名前後で、20代患者に占める割合は年々増加しているが、特に2015年以降の増加は顕著で2017年は57.5%に達していた。また、日本生まれでは70歳以上が半数を超えるが、外国生まれでは、20代以下が半数を占めていた。
- ③ここ5年の出生国では、中国、ベトナム、韓国、フィリピンの順で多かった。特に、近年韓国が減少し、ベトナムが増加していた。
- ④近年学生が増加傾向で、特に日本語学校生の割合が増加し、2018年（8月まで）は55.8%と半数以上を占めていた。
- ⑤発見方法では、外国生まれは健診発見が半数近くを占めている一方で、医療機関受診も40-50%を占めており、医療機関への啓発も重要であると考えられた。

(全国) 日本語学校における集団感染

発生年月日	場所	確定例	LTBI	経過観察	
2014年12月	新宿区	4	11	0	
2015年6月	豊島区	5	10	7	
2015年11月	新宿区	12	31	2	
2016年2月	沖縄県	1	13	3	
2016年4月	那覇市	3	6	3	
2016年5月	新宿区	1	10	4	
2016年8月	福岡市	5	0	3	
2016年9月	杉並区	18	29	7	同居人、アルバイト先
2017年12月	板橋区	13	40		

【結核集団感染事例一覧について, 厚生労働省健康局結核感染症課, 平成29年12月27日】

【東京都広報資料】

平成29年結核登録者情報調査年報集計結果公表にあたって外国出生結核を中心に (2018年8月28日)
結核予防会結核研究所 加藤誠也先生資料より

医療通訳利用と日本語レベル、入国後期間 (n=197)

※2014-2018（8月末まで） 活動性結核患者 入国後期間不明4名、日本語レベル不明1名除く

		医療通訳		
		n	派遣数	派遣割合
日本語レベル	ほとんどできない	71	42	59.2%
	日常会話ができる	70	16	22.9%
	問題なし	56	1	1.8%
入国後期間	5年未満	122	50	41.0%
	5年以上10年未満	15	2	13.3%
	10年以上	60	7	11.7

治療成績と患者支援まとめ

- ①日常会話レベル以下のうち、医療通訳利用割合は2017年以降50%を越えており、未だ十分とはいえないが年々増加している。
- ②脱落中断者は、いずれもCタイプ以下のDOTSであった。質の高い支援のためにも、適切なリスクアセスメントと積極的な医療通訳導入の上、患者に合った支援を検討していく必要がある。
- ③外国生まれ患者においては国外転出が多く、ビザ更新と本人状況との兼ね合いで帰国した者が多かった。治療を確実に終えるために、患者の意思に寄り添いながら、やむを得ず帰国する際には早期に把握し、できる限りの帰国支援を行う必要がある。
- ④言葉の問題だけでなく、多様性の理解や共感、想像力といった基本的な姿勢は何よりも患者支援に重要であり、研修を通じた人材育成も必要であると考える。

患者支援における課題

★日本生まれと同様の支援ために…

- ①医療通訳の導入（研修や情報共有による質の担保）
- ②多言語の資材の充実、電話やITなどを利用した医療通訳
- ③日本語学校や技能実習生管理団体との連携
- ④医療機関との連携
- ⑤支援者側の在留管理制度や外国人のための医療・福祉・社会保障等に関する知識の充足
- ⑥帰国先の医療状況の情報収集（結核研究所との連携）
- ⑦多様性の理解、グローバルな視点を持った支援者の育成

外国人技能実習生の現状と結核対応について

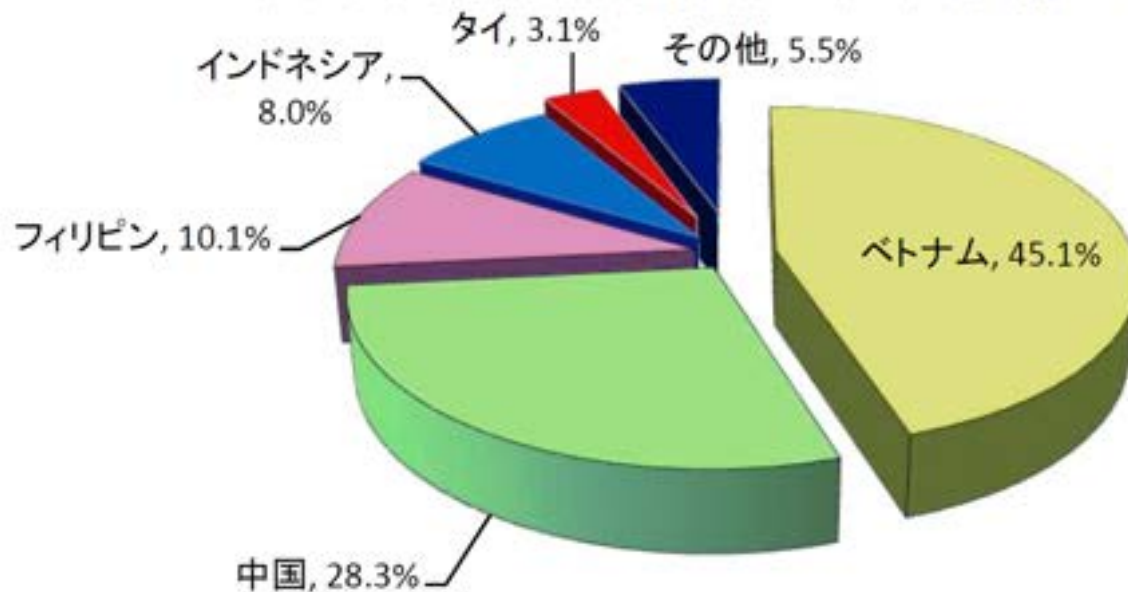
大阪府健康医療部保健医療室
医療対策課
田邊 雅章

技能実習制度と技能実習法について

- 技能実習制度は、開発途上地域等への技能等の移転を図り、その経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする。
- 技能実習法は、技能実習に関し、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設けること等により、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るものです。

2 受入人数の多い国は, ①ベトナム ②中国 ③フィリピン

平成29年末 在留資格「技能実習」総在留外国人国籍別構成比(%)



(法務省データ)

諸外国と日本の結核罹患率（H30年）

国 名	罹 患 率
米国	2.7
オランダ	4.6
オーストラリア	5.9
スウェーデン	4.9
ドイツ	6.5
フランス	7.4
日本	12.3
中国	55
韓国	66
ベトナム	108
タイ	116
インドネシア	167
フィリピン	302

罹患（りかん）率とは

人口10万人当たりの新規患者数のこと

▶ 技能実習生の出身国は、結核高まん延国

日本に比べて、おおよそ5倍～25倍、結核が多い

結核入国前スクリーニングについて

資料2

- 外国生まれの患者数は増加傾向にあり、平成28年の新登録結核患者数は1,338人となった。
(前年から174人増加)
- 特に、多数に感染させる可能性が高い若年層で増加傾向にあり、高まん延国の出生者が日本滞在中に発症するケースが見受けられる。
- 外国からの入国者への結核対策として、主要先進国の多くでは、条件や方法は国によって異なるものの、高まん延国からの入国例や長期滞在する者を対象とした入国前のスクリーニングを実施している。
低まん延国：米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、英国、オランダ
中まん延国：韓国、中国、マレーシア
- 出入国管理及び難民認定法第5条第1項第1号において、結核が含まれる二類感染症の患者は上陸できないこととされ、「ビザの原則的発給基準」においてもビザを発給しないこととされている。

○出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号) (上陸の拒否)

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)に定める一類感染症、**二類感染症**、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症(同法第七条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。)の患者(同法第八条(同法第七条において準用する場合を含む。))の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。)又は新感染症の所見がある者

二～十四 (略)

2 (略)

○ビザの原則的発給基準

原則として、ビザ申請者が以下の要件をすべて満たし、かつ、ビザ発給が適当と判断される場合にビザの発給が行われます。

- (1) 申請人が有効な旅券を所持しており、本国への帰国又は在留国への再入国の権利・資格が確保されていること。
- (2) 申請に係る提出書類が適正なものであること。
- (3) 申請人が日本において行おうとする活動又は申請人の身分若しくは地位及び在留期間が、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)に定める在留資格及び在留期間に適合すること。
- (4) **申請人が入管法第5条第1項各号のいずれにも該当しないこと。**

結核入国前スクリーニングの実施

患者数の多い、ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、ミャンマー、ネパールなどアジア6カ国からの3カ月以上の長期滞在予定者に対し、入国前の結核検査を義務づける。

日本政府が指定する現地の医療機関でエックス線検査などを受けてもらい、罹患の有無を確認。

結核を発病していない証明書の提出をビザ発給の条件とする。



入国前の結核検査は有効な手段であるものの、それだけで結核の流入を完全に防ぐことは不可能。入国後に発病する人も一定数いるため、国内で発病した場合に早期発見・早期治療が可能な体制を構築していくことも欠かせない。

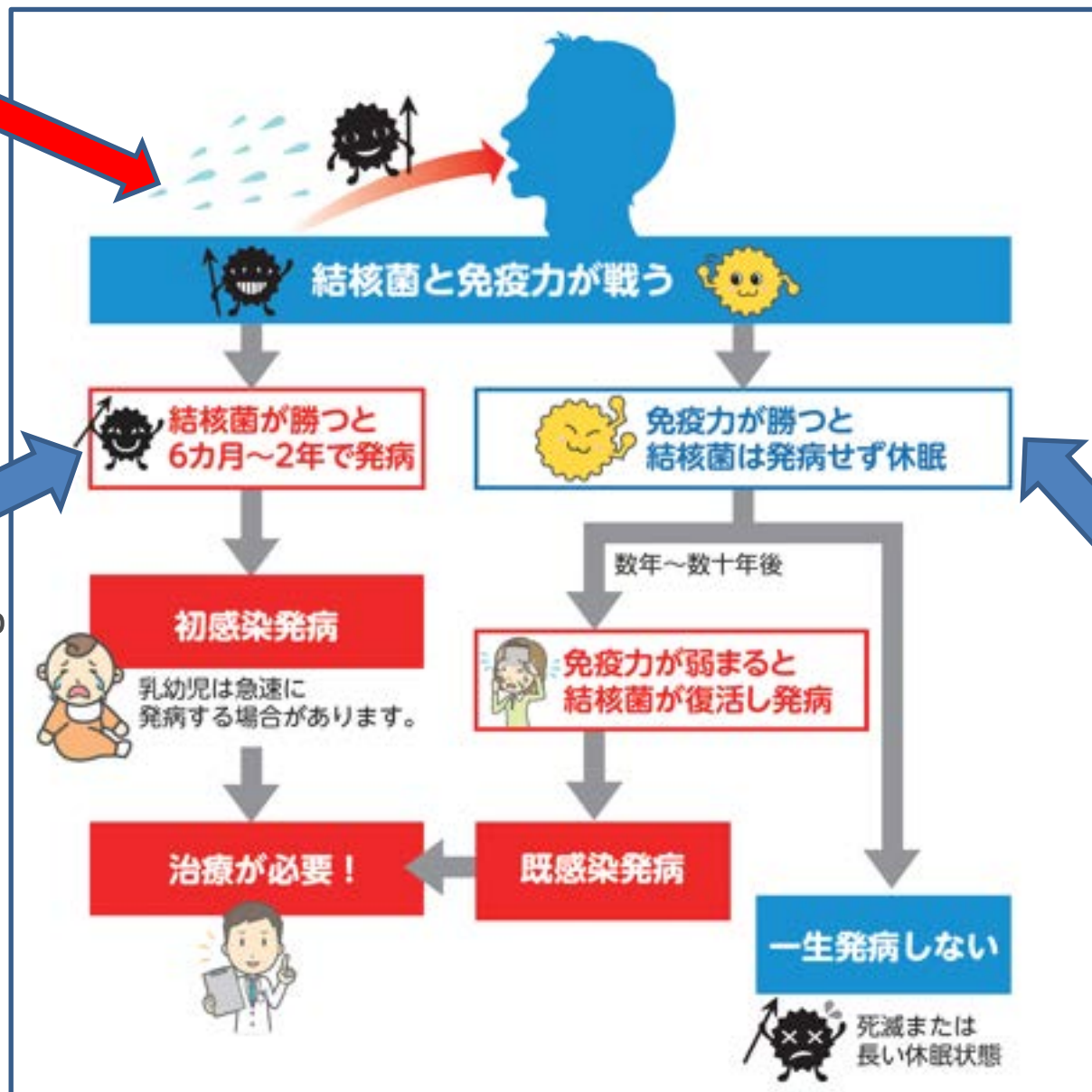
小括

- 結核高まん延国に該当する人において、滞在期間が3か月以上となる場合にはVISA申請時にレントゲンが撮影される。
- レントゲン撮影時に結核が発病していれば、抗結核薬による治療後VISA発給
- レントゲン撮影時に特に異常がなければVISA発給
- 結核菌感染状態の見落としの可能性

結核菌は、空気を介した感染（空気感染、飛沫核感染）

10から20%

80から90%



結核は治せるの？

結核と診断されても、複数の薬を6～9カ月間毎日きちんと飲めば治ります。しかし症状が消えたからといって、治療の途中で服薬を止めてしまうと完全に治りきらず、菌が抵抗力をつけ薬が効かない耐性菌になることがあります。



治療を確実にするため、患者が服薬するところを医療従事者が目の前で確認し、支援する方式が強化されています。

これを直接服薬確認療法

DOTS (ドッツ: Directly Observed Treatment, Short-course)

といいます。

外国人技能実習生における結核の課題

- 滞在期間中に結核発病の可能性がある
- 長引く咳などの自発症状があっても、結核の罹患を疑ったりしない。
- 言語や費用の問題があり、医療機関に受診しにくい
- 結核の発病の発見が遅れると、集団感染の可能性がある
- 健診発見の軽症例が多く、自覚症状もないため、治療継続の意義を理解しづらい

外国人技能実習生受け入れに際して

- 入国前に必ず健康診断を受ける（胸部エックス線検査）。入国後に国内で健康診断をする方が望ましい。→エックス線検査に異常がないか確認する
- 定期健康診断（胸部エックス線検査）は毎年、必ず受けさせる（実習先）。→精密検査指示があったときは、適切に対応する。
- 咳が長引く場合は受診し、胸部エックス線検査を受ける
- 規則正しい生活を心がけるよう指導する。

外国人技能実習生が結核と診断されたら (本人)

- 結核は6～9か月間、毎日忘れずに薬を飲むことが大切です。
- 受診は、診断直後は頻回ですが、徐々に間隔は長くなり、月1回程度になります（病状による）。
- 病状によって入院が必要な場合と通院治療になる場合があります。入院しない場合は、通常通り仕事ができます（病状による）。
- 結核の医療費には公費負担制度があります（病状等により負担割合が違う）。
- 感染症法に基づき、保健所が本人の服薬支援をしたり調査をしたりします。

外国人技能実習生が結核と診断されたら (事業所)

- 結核については、大阪府等のホームページ等をご覧ください。
- 診断後の事業所における対応や医療費の公費負担制度等は、最寄りの保健所にご相談ください。
- 感染症法に基づき、事業所での仕事内容や接触状況等を保健所が調査する場合があります。また、患者が周りの人に感染させている疑いがある場合は、保健所が健診を行います。
- 感染性がない場合は、通常どおり仕事ができます
(病状による)。

慣れない国での治療は本人のストレスとなりやすいです。職場でのご配慮をお願いします。

最寄りの保健所をご活用ください

- 地域保健法の中で、保健所の役割として、エイズ、結核、性病その他の予防に関する事業を企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行うこととされております。（地域保健法 第六条十二）
- 感染症法の中でも、結核患者に対する家庭訪問指導などを通して処方された薬剤を確実に服用する指導その他必要な指導を行わせるものとする（感染症法 第五十三条の十四）



感染症に関する正しい知識の啓発や結核発病者に関してのご相談に関して、保健所の活用をご検討ください。

最後に…もっとも大切なこと 感染症と人権

- 感染症の患者や家族は差別や偏見の対象になりやすい
 - • • ハンセン病、HIV感染症、結核など
- 「犯人探し」をしてはならない
 - 患者＝加害者、接触者＝被害者という考えは誤り
 - 加害者は細菌やウイルスであり、患者自身も被害者である
- 正しい知識をもち、無用な恐怖心の克服に努め、根拠のない行動制限や対応等を行わないようにすることが重要
- 感染症対策においては人権や個人情報保護に十分配慮する必要がある

参考資料

企業で役立つ 結核の正しい知識

【外国人技能実習生を受け入れる企業向けパンフレット】



平成 28 年 7 月
公益財団法人結核予防会
総合健診推進センター 第一健康相談所
結核研究所 対策支援部保健看護学科

企業の皆様へ

結核＝働けない(解雇)と思いませんか!?



○患者さんが排泄していなければ周囲に感染させる心配はありません。

○部屋や患者さんが使ったものの消毒も必要ありません。

※排泄：結核の病状が進行し、患者さんが結核菌を外に出し、他の人にうつすようになること。

＜結核とは・・・＞

空気をつたって菌が体に侵入して起こる感染症の一種です。

ただし、結核に感染しても、必ず発病するわけではありません。

感染した人の約70%は生涯発病することはありません。

その一方で、比較的すぐに発病する人もいれば、感染してから数年後に発病するケースもあります。

Q 結核は、どのようにして感染するの？

A 結核の患者さんが咳やくしゃみなどをすると結核菌が混じったしぶきが飛び散り、それを吸い込むことで結核菌が体内に侵入します。



Q 感染したらどんな症状が出るの？

A 感染しただけでは、とくに症状は現れません。

発病すると次のような症状が見られます。

初期症状：せき、痰、寝汗、疲れやすい、37～38度の発熱

悪化症状：血痰、胸痛、体重減少、呼吸困難

初期症状は風邪とよく似ています。2週間以上せきが続く場合は放置せず、病院で検査を受けてください。



Q 感染すると必ず発病してしまうの？

A 必ずしも発病するわけではありません。

発病は感染者の 5～30%程度とされています。ただし、環境の変化や過労などで体の抵抗力が弱まる要因があると発病しやすくなります。

Q 一緒に仕事をしてでも感染しないの？

A 通院で治療している人から周囲へ感染させ心配はありません。

結核と診断されても検査結果から人に感染せる可能性がないと判断された人は、入院の必要がありませんので普段生活を送りながら病院に通って治療を受けます。もし、入院治療を行った場合でも、きちんと治療薬を2～3週間飲めば感染力はなくなります。

Q 会社の寮で一緒に生活しても大丈夫なの？

A 大丈夫です。

通院で定期的に治療を受けている人は感染させる可能性はないので、心配は無用です。

また、よく心配されるのが、患者さんが使用したもの（食器、衣類、布団など）を触ると感染するのではないかということですが、結核は空気感染なので、ものからうつることはなく、消毒の必要もありません。

Q 結核の治療とは？ どのように治療するの？

A 基本的には治療薬（標準的な治療として通常は4種類）を6ヵ月間内服して、その後2年間胸部エックス線検査で経過をみます。

症状は風邪や肺炎に似ていますが、症状がないこともあります。

他の人に感染させる可能性がある場合は、必ず入院の必要があります。

Q 入院することになったら？

現在では、早期に確実な治療をすれば完治する病気になりました。



痰の検査で結核菌が見つかったら、入院治療から
はじめます。
入院期間は平均2～3か月になります。



痰の検査で結核菌が見つからない、軽い状態で
見つければ、通院治療で大丈夫です。
また、入院治療から始めた人も、結核菌が見
つからなくなると、通院治療に変わります。

A 入院期間はおおむね2～3
カ月程度です。

治療を開始してから2～3週間で感染性は低くなりますが、
通常2～3カ月入院します。ただし、入院および治療期間
は個人の病状や経過によって異なるため、あくまで参考に
過ぎません。その間に数回喀痰検査を行って問題がなければ
退院できます。

退院後は通院で治療を継続します。

Q 治療中は仕事を休まないといけなの？

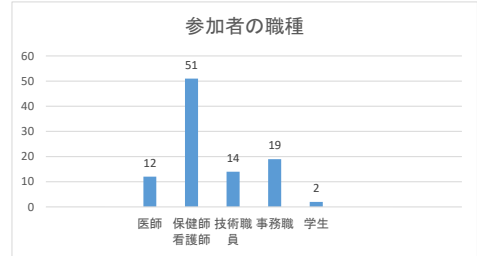
A 医師から入院の必要がないと言われたら、仕事や日常生活は問題ありません。工場内での作業や身体に負担のかからない作業であれば従事可能です。

喫煙、睡眠不足、お酒の飲みすぎなど、体に強い負担をかけることはできません。

通院は月 1 ～ 2 回程度です。ただし、念のために薬が効くまでの最初の 2 週間は仕事を休むように医師から指示が出ることもあります。その間はマスクをして人の集まるところへの外出は避けましょう。

2020年度 ストップ結核パートナーシップ・講演会 参加者98名 アンケート77名

参加者の職種			
	1	医師	12
	2	保健師 看護師	51
	3	技術職員	14
	4	事務職	19
	5	学生	2
総計			98

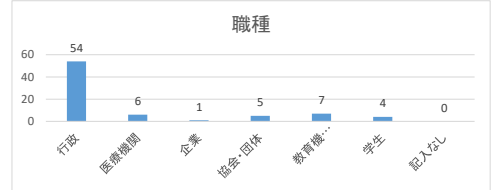


アンケート

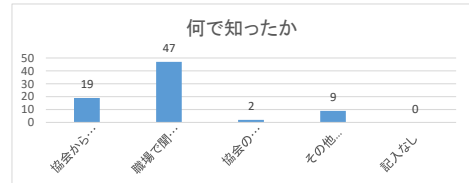
1	会員	①	通常会員	23
		②	特別会員	2
		③	非会員	52
		④	記入なし	0
総計				77



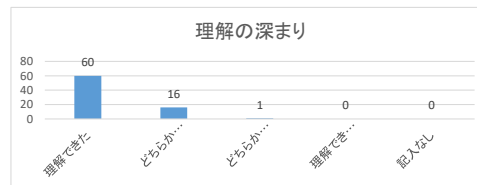
2	職種	①	行政	54
		②	医療機関	6
		③	企業	1
		④	協会・団体	5
		⑤	教育機関・研究所	7
		⑥	学生	4
		⑦	記入なし	0
総計			77	



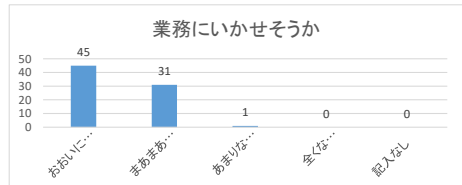
3	何で知ったか	①	協会からの通知	19
		②	職場で聞いた	47
		③	協会のホームページ	2
		④	その他(知り合いより)	9
		⑤	記入なし	0
総計				77



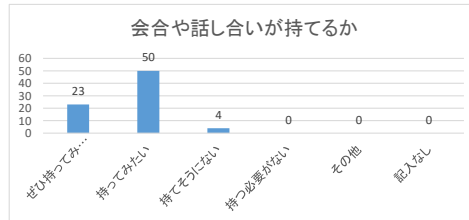
4	理解の深まり	①	理解できた	60
		②	どちらかといえば理解できた	16
		③	どちらかといえば理解できなかった	1
		④	理解できなかった	0
		⑤	記入なし	0
総計				77



5	業務にいかせそうか	①	おおいにあった	45
		②	まあまああった	31
		③	あまりなかった	1
		④	全くなかった	0
		⑤	記入なし	0
総計				77



6	会合や話し合いが持てるか	①	ぜひ持ってみたい	23
		②	持ってみたい	50
		③	持てそうにない	4
		④	持つ必要がない	0
		⑤	その他	0
		⑥	記入なし	0
総計				77



修了証

殿

受講 No.20199

あなたは ストップ結核パートナーシップ
関西 第7回 ワークショップ I
テーマ「日本語学校生及び外国人技能実習生
のための結核対策」講座を受講されたので
これを証します

令和2年1月18日

公益財団法人 大阪公衆衛生協会

会長 高野 正子

